

**平成 21 年度実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書**

大分大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	28
基準7 学生支援等	31
基準8 施設・設備	35
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	38
基準10 財務	41
基準11 管理運営	43
<参考>	49
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	51
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	54

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。
自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
池 端 雪 浦	前 東京外国語大学長
江 上 節 子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾 池 和 夫	国際高等研究所長
大 塚 雄 作	京都大学教授
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	神戸市看護大学長
北 原 保 雄	元 筑波大学長
○小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
後 藤 祥 子	前 日本女子大学長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
永 井 多恵子	前 日本放送協会副会長
ハス ューゲン・マルクス	南山学園理事長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉 川 弘 之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

○天 岸 祥 光	前 静岡大学長
○荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○小 松 正 幸	前 愛媛大学長
○崎 元 達 郎	熊本大学顧問
◎鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
中 畑 龍 俊	京都大学教授
古 山 正 雄	京都工芸繊維大学理事・副学長
本 家 孝 一	高知大学副学長
村 山 研 一	信州大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大分大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学生を「キャンパス大使」として出身高等学校に派遣し、進路や大学生活等について、高校生からの質問に対して、自分の経験を通した回答を行っている。
- 平成 20 年度文部科学省教育 G P に、「学問探検ゼミを核とした高大接続教育」が採択され、高等学校と大学の教員と生徒・学生が同じ場に集う授業「学問探検ゼミ」等、5つの高大接続教育事業に取り組んでいる。
- 平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業：総合的連携型（地元型）」に、「地域連携研究・留学生支援・教育連携を柱とする地方における高度人材養成拠点の構築」が採択され、地域における中核的総合大学として大学間連携に取り組んでいる。
- 平成 18 年度文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に、「国際・熱帯感染症実地教育プログラムの構築」が採択され、これまでに8回の学生派遣を行っており、国際的な視点からの医療に対する理解を深め、医療人としてモチベーションを高めるきっかけになっている。
- 平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」に、「水辺の地域体験活動による初年次教育の展開」が採択されている。
- 平成 20 年度文部科学省学生支援 G P に、「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援」が採択され、不登校学生への自宅訪問を含めた各種支援を行うとともに、「ぴあルーム」を設置し、相談や個別指導を行っている。
- 学内での有志学生による聴覚に障害のある学生のための支援体制を整備し、ノートテイカー養成講座、ノートテイクレベルアップ講座を設け、ノートテイカーの育成を図っている。
- 学生と教職員が意見交換を行う、学生参加型の学内合同研修会「きつちよむフォーラム」の開催をはじめ、ワークショップ形式や講演会形式など多様な形式での F D を実施している。
- 毎年度、大学機能の各分野を対象とする全学的な自己評価を実施し、評価結果は、根拠資料とともに自己評価書としてウェブサイトで公開している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻 10 専修のうち 7 専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を長年にわたって下回る状態が続いている。このような状況は可及的速やかに是正されなければならない。
- 大学院修士課程の 1 つの研究科においては、入学定員充足率が低い。
- 図書館の老朽化・狭隘化が進んでいる。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 卒業生及び修了生の能力及び教育効果に関わる社会調査を実施し、教育内容の改善を進めているが、更にこの種の調査結果を積極的に活用し、教育改革へつなげることが期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1－1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1－2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に大学の目的を「大分大学は、人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、大分大学憲章に基本理念、教育の目標、研究の目標、社会貢献の目標、運営の方針を明示し、これらの目的・目標の下で、「大分大学の道標」を策定し、平成27年度までに取り組むべき課題と目標を、人材育成、特色ある大学づくり、地域社会との連携、経営基盤の構築の4項目について示している。

各学部の基本理念と教育の目標はウェブサイトに公表されている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則に、大学院の目的を「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めており、それを踏まえ、各研究科はそれぞれの目的を研究科規程に定め、修士課程を持つ研究科にあっては「教育の目標」を、博士前期・後期課程を持つ研究科にあっては「教育・研究の目標」を、各研究科の募集要項に掲げている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1－2－① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

学生に対しては、学生生活案内、教養科目ガイドブックを配付の上、入学時ガイダンスで説明している。ガイダンス時のアンケートでは、新入生の82%程度が大学の目的を理解していた。

教職員に対しては、任命時に大学概要を配付するとともに、新採用職員研修で説明している。

社会に対しては、全国の国立大学法人、大分県及び県内全市町村、教育委員会、県内全高等学校等の機関に対して、各学部学生募集要項、各学部概要等を送付しているほか、多くの冊子を県内の高等学校や金融機関に設置したインフォメーションコーナー等に配置するとともに、オープンキャンパスなど大学行事

への参加者にも配布し周知している。

また、ウェブサイトに、学則、大学院学則、大学憲章（英語版もあり）及び各学部アドミッション・ポリシー等を掲載し、公開している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学憲章に明記された「人間と社会と自然に関する教育と研究」を通じた人材育成という教育目的に沿って、人文社会科学、自然科学、生命科学に関する4つの学部を設置しており、学部、学科・課程の構成は以下のとおりである。

- ・ 教育福祉科学部（3課程：学校教育課程、情報社会文化課程、人間福祉科学課程）
- ・ 経済学部（3学科：経済学科、経営システム学科、地域システム学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 工学部（5学科：機械・エネルギーシステム工学科、電気電子工学科、知能情報システム工学科、応用化学科、福祉環境工学科）

各学部における学科・課程等の構成も、大学及び学部の教育目的と整合している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、教育担当理事を長とする全学教育機構を中心に、人文社会科学から自然科学に至る多様な主題科目編成をとる全学共通科目を、全学部からの教員の協力により実施している。

全学教育機構は、各学部教務委員会及び高等教育開発センター、国際教育研究センターの代表からなる運営会議が運営している。また、全学教育機構内に主題科目、外国語科目、身体・スポーツ科学科目の3つの専門部会を設置し、各科目の編成と運営を行っている。各専門部会では、学部ごとのカリキュラムや当該年度の受講生の数、クラス適正規模等を考慮し、次年度に開講すべき科目、科目数と部局ごとの分担を示す教養教育カリキュラム編成原案を検討している。

全学共通科目は旦野原キャンパスのみで開講しているため、挾間キャンパスの学生に対する教育上の配慮として、遠隔授業システムの導入やキャンパス間シャトルバスの運行により、キャンパス間での円滑な教養教育の実施に努めている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院学則に明記された「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化的進展に寄与す

る」という目的を達成するため、5研究科を設置しており、研究科、専攻の構成は以下のとおりである。

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程2専攻：経済社会政策専攻、地域経営政策専攻、博士後期課程1専攻：地域経営専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程2専攻：医科学専攻、看護学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程6専攻：機械・エネルギー・システム工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、応用化学専攻、建設工学専攻、福祉環境工学専攻、博士後期課程2専攻：物質生産工学専攻、環境工学専攻）
- ・ 福祉社会科学研究科（修士課程1専攻：福祉社会科学専攻）

設置されている専攻の構成も大学院課程における教育・研究の目的と整合している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

学内共同教育研究施設として、地域共同研究センター、総合科学研究支援センター、国際教育研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ、福祉科学研究センター、先端医工学研究センター、高等教育開発センター、イノベーション機構、入学企画支援センターを設置し、並びに、附属図書館と総合情報処理センターの機能を統合した学術情報拠点、保健管理センターを設置している。なお、総合科学研究支援センターと先端医工学研究センターを平成21年10月1日に統合して、全学研究推進機構を設置している。

高等教育開発センターは、高等教育及び生涯学習に関する調査・研究及び教育事業を積極的に推進し、当該大学における教育及び地域社会の発展に寄与することを目的としている。また、学術情報拠点は、全学的な学術情報基盤の基幹組織として学術情報の整備・充実とその高度化に努め、当該大学の教職員及び学生の教育・研究の進展を図るとともに、地域社会への学術情報の提供と公開及び情報化支援などを通じて社会との連携の推進に資することを目的としている。

さらに、教育福祉科学部に附属学校園（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）並びに附属教育実践総合センターを、経済学部に地域経済研究センターを、医学部に附属病院と附属医学教育センターを設置している。

それぞれの組織は、その教育研究上の役割、機能を持ち、活動している。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

各学部・研究科においては、教授会・研究科委員会を当該学部に所属する専任の教授等で構成しており、定期的に開催している。

教授会・研究科委員会は、カリキュラム策定などの教育課程の編成、入学者選抜及び卒業・進級判定など教育活動に係わる重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な観点から教育活動全般について審議するため、教育担当理事の下に、教務部門会議、大学院部門会議を設置し、組織間の連携を図っている。また、各学部・研究科に教育課程や教育方法等を審議・策定する教務委員会等（教務委員会、大学院委員会、研究指導委員会）を設置している。各学部・研究科における教務委員会等は月1回以上開催され、教育活動に係わる事項を検討している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学部に関して、教育福祉科学部では課程制を、それ以外の学部では学科目制を採用している。課程制においては、課程全体として課程代表者会議を、課程ごとに運営委員会を設置して必要な事項を検討している。学科目制では、学科ごとに学科長を置き、学科運営に係る事項を掌理している。

大学院に関しては、研究科ごとに研究科長を置き、当該研究科に関する事項を掌理している。

各学部・研究科には、教授、准教授、講師、助教、助手の職階の教員を配置するとともに、それぞれの職務は教育職員規程に明示している。

これらのことから、教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教育福祉科学部：専任 89 人（うち教授 53 人）、非常勤 27 人
- ・ 経済学部：専任 58 人（うち教授 35 人）、非常勤 80 人
- ・ 医学部：専任 171 人（うち教授 52 人）、非常勤 128 人
- ・ 工学部：専任 111 人（うち教授 39 人）、非常勤 58 人

また、各教育課程の必修科目は、専任教員が約 88% を担当しており、教授・准教授の担当率は 83% である。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

- 3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 49 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 33 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 26 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 32 人
- ・ 福祉社会科学研究科：研究指導教員 13 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 0 人

[博士前期課程]

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 35 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 70 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 9 人

[博士後期課程]

- ・ 経済学研究科：研究指導教員 8 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 57 人（うち教授 36 人）、研究指導補助教員 11 人

[博士課程]

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 45 人）、研究指導補助教員 32 人

なお、教育学研究科教科教育専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次の専修において必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。

- ・ 国語教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 社会科教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 数学教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 理科教育専修：研究指導補助教員 2 人不足
- ・ 美術教育専修：研究指導教員（教授）2 人不足、研究指導教員 1 人不足
- ・ 技術教育専修：研究指導教員 1 人、研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 家政教育専修：研究指導補助教員 2 人不足

中には、この状況が 10 年に及ぶ専修もあり、大学院設置基準違反ではないものの、教育研究上重大な支障があると言わざるを得ず、可及的速やかに是正されなければならない。なお、平成 21 年 9 月に 1 人が補充され、同年 11 月に 2 人が教授会で候補者として承認され、平成 22 年 4 月に補充されることになっている。残りは、平成 22 年度までにすべて補充される予定である。

その他については、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、長年にわたり不十分な教員配置状況にあり、可及的速やかな是正が求められるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員選考の基本方針を策定し、「原則、公募制をとる」こと、「業績評価等の審査結果について同等と認められた場合には、女性を優先的に選考する」こと、「業績や能力に基づき、外国人及び社会人を積極的に選考する」こと等の特色ある教員選考の原則を明示している。

大学教員全体の女性が占める割合は14%（84人）である。なお、外国人教員数は7人である。

また、特色ある教育研究の充実を図るため、学長が人員を確保し、重点的・戦略的に配置する仕組みとして学長裁量定員を導入し、8人の教員を配置している。平成20年度には、更なる有効な人員配置を実施するため、「中期目標に沿った学部間あるいは学部内改革に関して急がれる課題の解決のために活用する」等の学長裁量定員の活用方針を策定している。

さらに、大学での優れた教育経験を活かして、定年退職教員を再雇用する教育特任教授制度、実地社会での経験を積んだ人材を活用するために特任教員制度を新設し、教員の研究上の専門性が発揮されるよう人事制度を整備している。教育特任教授は、学部、大学院並びに全学共通科目を担当し、特任教員は、授業のほかに、高大接続関連の業務を行っている。

一方、医学部（助教）及び福祉科学研究センター等においては、医療及び研究上の特色からプロジェクト型あるいは寄附講座等を中心に任期制を設けるなどの取組を実施している。

また、医学部では附属病院に院内保育園を設置し、女性教員にも配慮を行っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇格に関して、教育職員規程に「採用及び昇任のための選考は、教員選考基準により教育研究評議会及び教授会の審議を経て、学長が行う」と規定されている。また、教員選考基準には職階ごとの資格が定められている。さらに、教員選考基準に基づき、各部局でも、個別に教員選考規程等を定め、運用を行っている。例えば、教育福祉科学部や経済学部では、求める人材に応じて、学内での公開模擬授業を取り入れる等、特色ある選考を行っている。

採用の際には公募制による教員選考を実施しており、公募情報はその詳細をウェブサイト等に掲載し広報、周知を図っている。

学士課程における教育指導能力、大学院課程における教育研究上の指導能力は、部局等を実施単位として3年に一度実施する、大学教員評価により評価している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動に対する評価は、教員評価に関する指針、職員評価実施細則に基づき、部局等を実施単位として、3年に一度実施している。平成19年度に第1回目の評価を実施し、評価結果は学長へ報告の上、ウェブサイトにて公開している。

評価結果を教員の活動改善等に資するため、優れた教員への支援・モチベーション向上を図る目的で、学長表彰制度を活用することとしている。一方、教育研究活動が十分でない教員に対する対応策として、学長・部局長がその活動の改善に向けた指導助言を行うこととしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動は、教育内容と関連して行っており、その研究の成果は、講義にフィードバックして教育の質の確保・向上に貢献している。各教員の研究課題は、担当科目とともに研究者総覧に公開し、その関連性を示している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務組織規程、事務組織の所掌事務等について（内部通達）に基づき、学生支援部を設置し、全学的な教務・学生支援関係業務を担うとともに、教育福祉科学部・経済学部・工学部には学務係を、キャンパスの異なる医学部には学務課を配置しており、その配置状況は事務職員 63 人、技術職員 35 人となっている。また、各学部は助手（総数 8 人：平成 21 年 5 月 1 日現在）及び TA（総数 328 人：平成 20 年度実績）を配置して、授業等における補助を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育専攻 10 専修のうち 7 専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を長年にわたり下回る状態が続いている。このような状況は可及的速やかに是正されなければならない。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

基本理念及び教育の目標に基づき、全学の求める学生像を定めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を制定し、各学部・研究科もそれを踏まえたアドミッション・ポリシーをその特性に応じて定めている。

全学と各学部・研究科のアドミッション・ポリシーは、入学者選抜要項やウェブサイトにおいて公表しているほか、オープンキャンパスや進学説明会等を通じて、志願者、高等学校及び保護者に周知を図っている。

さらに、当該大学の学生を「キャンパス大使」として出身高等学校に派遣し、当該大学の入学者選抜方法や学生生活などの説明を行っている。キャンパス大使は、進路や大学生活等についての、高校生からの質問に対して、自分の経験を通した回答を行うなど、当該大学を身近に感じてもらう独自の取組となっている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

一般選抜では、基礎学力、思考力、論理力、コミュニケーション能力、豊かな人間性、適性や勉学意欲などを総合的に判定することとし、大学入試センター試験と個別学力検査を課している。前期日程の試験では、個別学力検査に専門教育を受けるのに必要な分野の知識を、後期日程では面接・小論文を多く採用して論理的思考や表現力等の人格的要素を基に判定している。

特別選抜の推薦入試やアドミッション・オフィス（AO）入試では、理解力、思考力、表現力、独創性、論理性、適性、学習意欲、コミュニケーション能力等を小論文、面接、提出書類、実技等によって総合的に判定している。

大学院の各研究科は、一般選抜に加えて、社会人リカレント教育に配慮し、明確な目的意識を持った多様な人材を選抜できるよう、選抜方法の多様化を進めている。経済学研究科並びに福祉社会科学研究科においては、学問分野と社会との関連に鑑み、特に、社会人選抜に複数の方法を設定している。

また、選抜方法に係る特徴として、医学部医学科の推薦・編入学における地域枠の設定、工学部の推薦入試における東京会場の設定、経済学研究科・福祉社会科学研究科における社会人選抜での事業所推薦、

経済学研究科の55歳以上を対象としたシニア枠の設定、工学研究科博士前期課程における受験科目「英語」に英語能力試験(TOEIC又はTOEFL)を利用等が挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

各学部・研究科単位に定めたアドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人及び編入学に対する入学者選抜の基本方針を明確に定めている。これらの選抜では、センター試験を課さず、各試験対象の特性を考慮して試験内容が設定され、勉学意欲、積極性、理解力、自己表現能力及び適性などを総合的に判断している。

選抜方法の特徴として、学士課程の編入学試験における医学部医学科の地域枠（編入学定員10人のうち3人）の設定は地域への寄与を明確にしており、工学研究科博士後期課程における秋季入学（10月入学）試験の実施は留学生に便宜を図っており、また、経済学研究科における事業所推薦枠・シニア枠の設定は社会人に対して門戸を広く開いている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験の実施に際しては、出題に関わる科目責任者連絡会を設置し、問題作成・点検上の留意点等を確認している。出題・校正に際しては、出題者とは別に査読委員を置き、二重のチェック体制をとっている。また、試験当日は、出題者が待機して、受験生の質問等に即応出来る体制をとっている。採点は、受験番号を伏した上で、標準解答例又は出題意図を基に複数人で行っている。面接は、事前に打ち合せを行い、公正に運営している。こうした出題・校正・採点等の体制は、すべての試験に適用されている。

入学試験の実施に当たり、入試部門会議において、各学部入試委員長と、監督者説明会の実施、当日の実施体制、救急措置、交通整理等について、打合せを行うとともに各業務担当者と連携をとっている。

全学的に行われる個別学力検査では、学長を本部長とする試験実施本部並びに、各学部には試験場本部を設置しており、受験生の救護、停電等の対応、交通整理等の人員を配置して、円滑な運営を行っている。また、試験問題の管理は、機械警備と常駐警備員を配置して臨んでいる。

合否については、各学部教授会が判定基準に基づき判定している。合格者の受験番号は、複数人で確認を行った後に、掲示、合格通知書、公開ウェブサイト等で通知・公表している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

各学部入試委員会は、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入に係る追跡調査（非公表）や聞き取り調査等を行い、意見を集約し次年度以降の入学者選抜の改善に役立てている。

併せて、平成15年から大分県内の高等学校との連携会議を設置し、入学者選抜に関する事項等の協議を行っている。また、平成18年度から、この連絡会議の下に県内高等学校の進路担当者を交えた高大連携推進ワーキング・グループを設置し、年3回、アドミッション・ポリシー等を説明の上、意見聴取を行つ

ている。

このような取組の結果、社会人特別選抜に事業所推薦、シニア枠（満 55 歳以上）の導入（経済学研究科）や、AO入試の導入（経済学部、医学部）、定員の変更（工学部、医学部医学科）、試験科目の変更（経済学部）等の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17~21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 19 年 4 月に設置された経済学研究科（博士後期課程）については、平成 19~21 年度の 3 年分。）

[学士課程]

- ・ 教育福祉科学部：1.09 倍
- ・ 経済学部：1.08 倍
- ・ 経済学部（3 年次編入）：0.88 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 医学部（2 年次編入）：1.00 倍
- ・ 医学部（3 年次編入）：0.90 倍
- ・ 工学部：1.08 倍
- ・ 工学部（3 年次編入）：1.06 倍

[修士課程]

- ・ 教育学研究科：1.00 倍
- ・ 医学系研究科：0.67 倍
- ・ 福祉社会科学研究科：0.94 倍

[博士前期課程]

- ・ 経済学研究科：1.12 倍
- ・ 工学研究科：1.12 倍

[博士後期課程]

- ・ 経済学研究科：1.11 倍
- ・ 工学研究科：1.01 倍

[博士課程]

- ・ 医学系研究科：0.84 倍

なお、医学系研究科（修士課程）については、入学定員充足率が低い。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院修士課程の 1 つの研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生を「キャンパス大使」として出身高等学校に派遣し、入学者選抜方法や学生生活など説明を行っている。キャンパス大使は、進路や大学生活等について、高校生からの質問に対して、自分の経験を通した回答を行うなど、当該大学を身近に感じてもらう独自の取組となっている。

【改善を要する点】

- 大学院修士課程の1つの研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を開設するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を開設するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を開設するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の趣旨に沿ったものになっているか。

大学憲章において、「広い視野と深い教養」、「ゆるぎない基礎学力と高度の専門知識」を修得することを教育の目標に掲げ、これを達成するため、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目を配置し教育課程を編成している。

教養教育は、全学共通科目、導入教育科目、外国語科目、身体・スポーツ科学科目等の7種類の科目群で構成している。その中心となる全学共通科目においては、「広い視野と深い教養」を養うべく、人文系から自然科学系に至る多様な授業科目を、10のコアに分類して科目編成している。

各学部は、それぞれの教育目標を達成するべく、授与する学位とその卒業に要する要件を定めるとともに、教育課程を体系化している。学修の進行に伴って、授業は体系的な専門教育が中心となり、卒業研究等を通じた専門的能力の育成を図っている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生及び社会からの要請が強いキャリア形成支援については、インターンシップをはじめ、教養教育段階からの職業意識啓発科目「キャリアデザイン入門」や「職業とキャリア開発」の開設、専門科目における社会人講義等を通じて強化・展開を図っている。

社会的要請と学生のニーズが強い国際化教育については、教養教育全学共通科目における「国際理解」のコアの設定、ゼミナール科目に「国際理解教育ゼミナール科目」の新規設定（平成20年度より8科目開講）、TOEIC試験の全学的な実施などを行っている。

また、平成18年度に文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に採択された国際化プログラム「国際・熱帯感染症実地教育プログラムの構築—フィリピン・サンラザロ病院での実績を活用したアジアの一員としての医療人育成—」を開発し、フィリピン国立サンラザロ病院（SLH）との協力提携により進めており、これまでに8回の学生派遣を行っている。派遣学生は国際的な視点からの医療（特に感染症医療）に対する理解を深め、医療人としてモチベーションを高めるきっかけになっている。支援期間終了後も、学長裁量経費により、活動を継続させている。

地域における中核的総合大学として、地域社会からの要請を踏まえて、他の公私立大学、県内高等学校、県教育委員会と、当該大学の教育研究上の特性を活かした教育連携を進めており、これらの取組は平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業：総合的連携型（地元型）」に「地域連携研究・留学生支援・教育連携を柱とする地方における高度人材養成拠点の構築」として採択され、大分・別府地域にある8大学等が設立しているコンソーシアム組織を強化して、教育や入試、大学運営などの面を加え、総合的な大学間連携に取り組んでいる。また、平成20年度には文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に「学問探検ゼミを核とした高大接続教育—教員間および学生生徒間の連携活動による「学びは高きに流れる」教育体制の構築—」が採択され、学生及び生徒の学問に関する基礎的能力を育成することを目的として、高等学校・大学の教員と生徒・学生が同じ場に集う授業「学問探検ゼミ」等、5つの高大接続教育事業を実施することにより、高等学校から入学準備・大学に至る一貫した高大接続教育体制の整備に取り組んでいる。

そのほか、連携教育の特徴的なものとして、大分県立看護科学大学との遠隔授業科目の相互配信（平成19年度から）、「大分大学と大分県内の高等学校との連携会議」の設置、雄城台高等学校とのSPP（サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト）事業、大分商業高等学校との高大連携事業などが挙げられる。

さらに、平成21年度に文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に「水辺の地域体験活動による初年次教育の展開」が採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

入学時におけるガイダンス及び指導教員・教務委員等による個別の履修指導において、授業時間外に必要な学修等を考慮した1単位の考え方と、授業時間外の学習の必要性を説明している。シラバスにおいても、時間外学習と成績評価の方法及び評価割合を明示している。

また、学生が受講する授業の教育内容を十分に理解できるように、教養教育全学共通科目、工学部、経済学部では、履修科目の登録に上限を設定している。

教育福祉科学部と工学部は、学期G P A (Grade Point Average) 及び累積G P A制度を導入し、学期成績表に記載している。

医学部医学科は、自ら問題を解決する能力を十分に身に付けるために、P B L (Problem-Based Learning) チュートリアル教育を実施し、学生の主体的な学習を促している。

学生の主体的な学習意欲を喚起するため学生表彰規程を制定し、成績優秀者を表彰している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5－2－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育における学生参加型の科目として、演習・フィールド調査を主体とする「大分大学を探ろう」や講義・実習を主体とする「大分大学の人と学問」、「大野川～川から学び、川で遊ぶ～」等の科目を開講している。外国語・スポーツ・国際理解教育において、少人数クラス編成によるゼミナール科目を開講し、芸術系専門科目においても実習形式の少人数授業を実施している。

専門教育においては、教育福祉科学部の基礎ゼミの科目設定や、フレンドシップ事業の実施、ボランティア活動の単位化、経済学部では、多くの演習科目（少人数ゼミナール形式）をすべての学生に必修化、医学部医学科では、P B L チュートリアル教育、臨床実地修練、医学部看護学科では、各看護学実習、工学部では、演習、各種実験科目、技術者倫理に関する科目的開設等を行っている。

上記のように、授業の方法（形態）は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行われており、各学部・学科等の教育目的を達成するために、適切な授業形態の組合せ・バランスとなるよう配慮している。

学習指導の工夫としては、多様なメディアを活用して、高等教育開発センターを中心に、学生の学力レベルに合った教材を開発し、VOD (Video On Demand) コンテンツを提供している。

また、平成 19 年度にLMS (学習支援システム) のバージョンアップ (WebCt から WebClass へ) を行い、e-learning システムを充実し、その利用講習会を継続的に実施した結果、e-learning を取り入れた授業は、平成 16 年度の 16 科目から平成 19 年度には 93 科目に大幅に増加している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5－2－② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、医学部医学科を除き、統一した様式により、学生・教職員に対して冊子やウェブサイト上で公開している。医学部医学科は、学生自身が自ら問題を抽出し、必要に応じて自学・自習し、グループ討論を行いながらそれを解決していくチュートリアル教育を導入しているため、独自の形式で冊子として配付している。

シラバスの作成にあたっては、教員と学生による合同研修会「きつちょむフォーラム」において学生の意見を取り入れている。例えば、教養教育ガイドブック（教養教育のシラバス）について、曜日・時間順に並べ替えて講義選択を行いやすくするなど改善を図っている。

その結果、毎学期行っている「授業改善のためのアンケート調査－学生による授業調査－」では約 3 分の 2 の学生が「シラバスの記述が授業選択に有効であった」と回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮として、e-learning システムによる TOEIC 対応英語学習システムを導入し、全学生がインターネット経由で場所を問わずに 24 時間自習することを可能としている。

多様なメディアを活用して、教養教育を中心とした授業を、高等教育開発センター「グローバル・キャンパス」として公開し、「大分大学の人と学問」及び「アカデミックスキル（調査法入門）」等の 19 科目約 100 タイトルを設けている。

また、自主学習の場を確保するため、各学部に自習室を設置するとともに、図書館（旦野原地区）及び医学図書館（挾間地区）の夜間利用や、実習室の時間外パソコン利用を可能としている。

入学者の履修履歴の多様化に対応して、大学での基礎学力充実のため、必修科目に導入期の教育を設定しているほか、各学部で補習授業や習熟度別クラス編成を実施し、学生の学力に対応した学習指導を行っている。

学習意欲の低下などの問題を抱える学生への対応に関して、平成 20 年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援 G P）」に採択された「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援—キャンパス・ソーシャルワーカーとの協働による学生の自己選択能力の形成支援—」事業を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮が、組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

学則を踏まえ、各学部では、履修規程等で、成績指標を S：(90 点以上 100 点満点)、A：(80 点以上 90 点未満)、B：(70 点以上 80 点未満)、C：(60 点以上 70 点未満)、D：(50 点以上 60 点未満)、F：(50 点未満) の 6 段階とし、S・A・B・C を合格とし単位を与え、D・F を不合格として単位を与えないこととしている。これらの成績指標は、履修の手引等に明記し、すべての学生に配付することで周知している。

授業科目ごとの成績評価に関わる基準は、試験・レポート・発表内容・受講態度など、その科目的単位認定のために適切と考えられる項目ごとに担当教員が定めており、これにより総合的に評価の上、認定される。基準内容はウェブサイト及び冊子体シラバスに記載され、学期における履修ガイダンスや講義の初回等に学生に周知している。各教員は、シラバスに記載された基準に基づき、成績を評価している。

外国語については、英検、TOEIC/TOEFL、外国語検定試験等の外部試験における取得点・級に応じた単位認定を行っており、経済学部では、英語科目でTOEICの成績を評価に組み込み、専門基礎科目などの同一名称複数開講授業に統一試験を行うなど、評価の一貫性を図っている。

卒業認定基準は、学則に基づき、各学部の履修規程等で定め、履修の手引等に明記し、すべての学生に配付の上、入学時等のガイダンスにおいて説明している。各教授会は、上記基準に基づき、卒業認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価基準及びその実施の適正性について、学生による授業評価アンケートや、教員と学生による合同研修会「きっちょうむフォーラム」で検証を行っており、学生からの基準の一層の明確化の要望を受けて、全学的にレポート課題、小テスト、定期試験解説や模範解答の提示推進、定期試験等の解説の実施（医学部）等、改善を図っている。

成績の個別通知及び疑義への対応については、本人及び保護者に成績結果を提示し、疑義が有る場合には文書又は口頭での申立てを受け付けた後、担当教員へ連絡し協議する制度を設けている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」ことを目的と定め、教育課程を5研究科17専攻で構成している。

各研究科は、それぞれの理念・目的を掲げ、授与する学位及び修了要件単位を定めている。教育課程は、教育目的に対応するよう体系的に編成され、必要な授業科目が配置されている。例えば、経済学研究科では育成する人材に応じたコース制で、福祉社会科学研究科では履修モデルで体系を例示している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに対応するため、平成18年度から、経済学研究科開設の3科目、福祉社会科学研究科開設の10科目を、同年度から工学研究科では経済学研究科との間で、MOT (Management of Technology) に関する科目5科目をオープン化している。平成20年度からはオープン化を拡充するとともに、学生の利便性のため冊子『大学院オープン科目一覧(修士・博士前期課程)』を作成している。

教員は、研究活動を通じて得た知識・技術等の成果を、授業内容に取り入れており、その内容はシラバス等により学生に周知している。例えば、医学系研究科では、定期的に教員の研究内容を紹介するセミナーを開催し、最新の研究動向を学ぶ機会を提供している。

教育課程編成等の改善としては、臨床心理士養成指定大学院の第1種認定（教育学研究科）、地域経営

専攻の設置（経済学研究科）、4 専攻を 1 専攻に改組（医学系研究科）、社会調査の基礎を学ぶ「調査研究」の必修化（福祉社会科学研究科）など、社会からの要請等に対応して改善を行っている。

また、平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業：教育研究高度化型」に、「スーパー連携大学院構想：産学官の広域連携を通じたイノベーション博士人材の育成」が当該大学を含めた 9 大学で採択され、スーパー連携大学院を核とした全国的な産学官の広域連携ネットワークの構築に取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5－4－③ 単位の実質化への配慮がなされているか

単位の実質化のために、新入生のガイダンスにおける授業時間外の学習の必要性の説明及び履修指導、指導教員による個別の履修指導を行っている。

シラバスには、時間外学習が可能となるよう参考文献や時間外学習の方法及び成績評価基準が明記されている。

図書館は平日 22 時まで（医学図書館は 24 時間）利用可能であり、夜間大学院制度の時間外学習にも対応している。

予習・復習の時間が取りにくい社会人学生に対しては、長期履修制度があり、各年度 20 人前後の学生に活用されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5－5－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか

授業の方法（形態）は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行われている。

各研究科の授業は、すべて少人数教育であり、養成する人材にあわせた対話・討論型授業、フィールド型授業等、多様な学習指導の工夫を行っている。

「スポーツ社会学演習」（教育学研究科）においては、地域住民に質問紙調査を行い、質問項目の選択、データ分析、得られた結果の考察等をディスカッション形式で授業を行っている。また、「システム L S I 設計特論」（工学研究科）では、講師に半導体評価解析の専門家を民間から招聘し、最新の技術を、実例を交えて授業を行っている。このほか、臨地実習と講義・演習を組み合わせた授業展開（医学系研究科）、「システム工学演習第一・第二」（工学研究科）、「福祉課題研究」（福祉社会科学研究科）などにおいて、学習指導法の工夫が見られる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5－5－② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか

シラバスは、授業科目名、必修選択、単位、学期、曜日・時限、担当教員名（所属）、授業のねらい、具体的な到達目標、授業の内容、時間外学習、教科書、参考書、成績評価の方法及び評価割合、注意事項を記載項目とした統一的なフォーマットで作成しており、学生の履修科目選択等に活用される資料として、印刷物、CD-ROM 又はウェブサイト上で、学生に配付・公開している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

昼間に受講することが困難な社会人学生のため、4研究科で夜間（18時10分以降）に開講科目を設定しており、工学研究科では夜間開講の代替措置として、社会人のための柔軟な開講時間を設定している。

教育学研究科、経済学研究科、福祉社会科学研究科、医学系研究科（修士課程看護学専攻）では必修を夜間帯に配置し、標準年限で修了することができるよう配慮している。さらに、修士論文の中間報告会や博士論文報告会を夜間若しくは休日に行うよう配慮している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院学則に研究指導の位置付けを「学位論文の作成等に対する指導」と明確に規定し、各研究科では、研究指導の基本方針や考え方を研究科規程に具体的に定めている。

研究及び学位論文の指導は、研究科ごとに定められた研究科規程に基づいて行われており、基本的には教授を指導教員として行われている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

工学研究科博士後期課程では、研究指導教員チーム（主指導教員と2人以上の副指導教員）による研究指導を行っており、所定の期間内に学位が取得できるように詳細な研究計画を策定し、履修や研究の進捗状況を定期的にチェックする体制がとられている。

経済学研究科博士後期課程、医学系研究科修士課程看護学専攻、医学系研究科博士課程でも、同様に複数教員による指導が行われている。研究指導は演習を中心に行われ、指導教員以外の教員も論文報告会を通じて指導・助言を行っている。

多くの学生がTA、RAの制度を積極的に活用しており、活動を通じた能力の育成・教育的機能の訓練等も行われている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則を踏まえ、各研究科では、成績指標を、優又はA（100点～80点）、良又はB（79点～70点）、可又はC（69点～60点）、不可又はD（59点以下）の4段階とし、優（A）、良（B）、可（C）を合格としている。これらの成績指標は、履修の手引等に明記し、すべての学生に配付し、入学時のオリエンテーション等で周知している。

授業科目ごとの成績評価方法及び採点基準は、シラバスに明記され、入学時のオリエンテーションや初回講義時等で学生に明確に周知している。

修了認定基準は、大学院学則で課程ごとに定め、これに基づき各研究科における卒業要件単位数等を定めて、履修の手引等に明記し、すべての学生に配付し、入学時のオリエンテーション等で周知している。

教員は、基準に基づいて成績評価、単位認定を行うとともに、各研究科委員会が修了認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る評価は、大学院学則に「客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うもの」と規定している。評価基準については指導教員の日常の論文指導を通して、学生への周知を図っている。修士論文は、主査1人、副査2人で審査し、かつ最終報告会あるいは最終試験を公開にして審査の客観性を確保している。博士論文については、経済学研究科博士後期課程では主査1人、副査2人、外部審査委員1人、工学研究科博士後期課程では5人以上の審査委員で審査しており、最終報告あるいは最終試験は公開され、審査の客観性を確保している。

また、各研究科は審査のプロセスを定め、ガイダンスを通して学生に周知している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績及び修得単位等については、修了判定の際に研究科委員会において確認している。

各研究科の学務担当係窓口において、本人に対して成績を個別配付している。疑義が有る場合には、学生が窓口経由又は直接担当教員へ申し立てることとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 20 年度文部科学省教育 G P に、「学問探検ゼミを核とした高大接続教育－教員間および学生生徒間の連携活動による「学びは高きに流れる」教育体制の構築－」が採択され、高等学校と大学の教員と生徒・学生が同じ場に集う授業「学問探検ゼミ」等、5 つの高大接続教育事業に取り組んでいる。
- 平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業：総合的連携型（地元型）」に、「地域連携研究・留学生支援・教育連携を柱とする地方における高度人材養成拠点の構築」が採択され、地域における中核的総合大学として大学間連携に取り組んでいる。
- 平成 18 年度文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に、「国際・熱帯感染症実地教育プログラムの構築－フィリピン・サンラザロ病院での実績を活用したアジアの一員としての医療人育成－」が採択され、フィリピン国立サンラザロ病院（S LH）へ、これまでに8回の学生派遣を行っており、派遣学生は国際的な視点からの医療（特に感染症医療）に対する理解を深め、医療人としてモチベーションを高めるきっかけになっている。支援期間終了後も、学長裁量経費により、活動を継続させている。
- 平成 20 年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業：教育研究高度化型」に、「スーパー連携大学院構想：産学官の広域連携を通じたイノベーション博士人材の育成」が当該大学を含めた9大学で採択され、スーパー連携大学院を核とした全国的な産学官の広域連携ネットワークの構築に取り組んでいる。
- 平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマ A】大学教育推進プログラム」に、「水辺の地域体験活動による初年次教育の展開」が採択されている。

基準6 教育の成果

6－1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6－1－① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

各学部・研究科では、それぞれの特性に応じて達成状況の検証・評価に取り組んでいる。例えば、教育学部・教育学研究科では実習先からの報告、経済学部では3年次進級判定、医学部医学科では6年間に5段階の修学期間を設け、修学段階ごとに修了判定する制度の導入などにより、達成状況の検証・評価を行っている。

達成状況の検証の一環として、平成18年度に「卒業生及び修了生の能力及び教育成果に関する社会(雇用主)調査」を実施している。その結果、当該大学の学生に対して「コミュニケーション能力」が求められていることが判明した。このため、教養教育において「アカデミックスキル(調査法入門)」及び職業意識啓発科目として「職業とキャリア開発」、「教員志望者のためのキャリア開発」、「キャリアデザイン入門」を開講し、専門教育においては、各学部の演習・ゼミナールを通じてプレゼンテーション技法などを含む能力育成を進めている。

平成20年度に行った卒業生(修了生)に対するアンケート調査では、当該大学で学んだコミュニケーション能力が現在の職場において役立っているとの回答を得ている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6－1－② 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程における単位修得率は89%であり、適切な水準にある。

平成17年度(医学部医学科においては平成15年度)の学部入学者の平成21年3月の卒業率(標準修業年限内卒業率)は83.7% (医学部医学科においては87.1%)である。同様に、平成20年度の標準修業年限内修了率は、修士課程・博士前期課程93.4%、博士課程・博士後期課程41.9%である。

教育福祉科学部学校教育課程においては、原則2種類(一種及び二種)の教員免許取得を義務づけているが、実際には、二種免許に代えて一種免許を取得する学生が多く、かつ、義務付けられていない免許も多く取得している。

福祉を学ぶ学生も、社会福祉士・精神保健福祉士・学芸員の資格を積極的に取得している。

また、平成16~20年度における国家試験合格率は、医師87.9~94.3%、看護師93.0~98.5%、保健師73.8~100%である。医学部における医師国家試験、看護師国家試験は全国平均を上回る合格率を、保健師国家試験はほぼ全国平均の合格率を保っている。

さらに、多数の学部学生が、学外の様々なコンテスト等で研究成果を発表し、受賞するなど優秀な成績を修めている。大学院生は、研究成果を学会等で発表し、教育の成果を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学生を対象とした、授業改善のためのアンケート調査を定期的に行い、その結果を組織的に分析している。授業評価アンケートでは、平成16年度から8割を超える学生が受講した授業について「総合的によかったです」と評価している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程卒業生の就職率（就職者／就職希望者）は全学的には8割を超える状況であり、その主な就職先業種は学部の特性を反映している。

学士課程から大学院課程への進学率は学部による差が大きいが、平成16～20年度の実績では、教育福祉科学部は11.4～19.5%、経済学部は0.9～2.7%、医学部は0～4.6%、工学部は35.8～45.8%である。

大学院課程修了生の就職率（就職者／就職希望者）について、平成20年度の実績では、教育学研究科（修士課程）86.7%、経済学研究科（博士前期課程）100%、医学系研究科（修士課程）100%、医学系研究科（博士課程）100%、工学研究科（博士前期課程）97.5%、工学研究科（博士後期課程）100%、福祉社会科学研究科（修士課程）100%である。

また、多くの修了生が高度専門職業人又は研究者として産業界、官公庁等各分野に就職している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職先の関係者（雇用主）を対象とした「卒業生及び修了生の能力及び教育成果に関する社会（雇用主）調査」の結果から、当該大学の学生については「真面目で優秀な学生が多い」との評価を得ている。

また、卒業（修了）生を対象とした教育の成果に関するアンケート調査の結果から、「基礎知識及び専門知識」や「コミュニケーション能力」について当該大学で学んだことが現在の職場において役立つているとの回答を得ている。

教育福祉科学部の卒業生に対する評価・意見として、「協調性、コミュニケーション能力の高さ、勤勉性及び粘り強さの点で優れている」との評価を得ている。

医学部では、附属医学教育センター及び看護ユニフィケーション・システム推進委員会が成績評価と国家試験合格状況に強い相関を認めている。

工学部では、実施した企業アンケートで、工学部卒業生に対して多くの項目で良い評価を受けている。特に、1～5の5段階評価においては、倫理観・責任感（4.03）、粘り強さ（3.97）、人間関係（3.93）、理数系基礎学力（3.92）、一般教養（3.91）などで高い評価を得ており、このような業務における基本姿勢及び基礎学力は、当該学部の行った企業アンケートでは、企業が採用時に重視する点の上位2つである。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対して、履修の手引等に基づき、学部・研究科、学科・専攻等ごとにシラバスの見方、科目選択・履修登録の仕方、成績評価・単位認定の方法等の履修指導を実施している。

入学時ガイダンスでのアンケート結果では、工学部・工学研究科の8割の学生が、説明内容について理解したと回答を得ている。

さらに、各学部のウェブサイト上に授業科目や専門・専攻の選択に関わる情報を公開している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

- 7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学生の学業と生活のニーズを把握するため、学生生活実態調査や授業改善のためのアンケート調査、学生と教員との意見交換会等を実施している。

意見は教育担当理事に集約され、組織的かつ個別の対応を行っている。

学生が教員と自由に面会できる時間を設定したオフィスアワーをすべての学部・研究科で実施し、学習相談や助言・指導を行っている。オフィスアワーの日時等はウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

指導時の参考となるよう、『教員ハンドブック－教養教育と学生生活の支援－』を作成し、全教員に配付している。

学習意欲を喚起する方策として、学長裁量経費を用いて、日本人学生による英語スピーチコンテストを全学的に実施し、優秀者には学長による表彰等を行っている。

また、ソーシャルワーカーが学生生活に関する様々な相談を受け付けるキャンパスライフなんでも相談室を実施しているほか、各学部において、保護者を含めた学習相談等を実施している。

さらに、当該大学独自の取組として、大学・保護者・地域が連携して不登校傾向にある学生のもとへ「出かけていく」という「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援－キャンパス・ソーシャルワーカーとの協働による学生の自己選択能力の形成支援－」を行っており、不登校学生への自宅訪問を含めた各種支援は、不登校学生の不安感・孤立感を軽減し、コミュニケーション能力を向上させている。家族支援は、保護者の不安感を軽減させ、家族問題のサポートにつながっている。学習支援は、学習困難を抱えた学生の不登校傾向の予防に役立っている。

この取組は独自性や有用性が高く評価され、平成20年度文部科学省学生支援GPに採択されている。さらに、この取組の一環として、学内に「ぴあルーム」を設置し、退職高等学校教員を学習アドバイザー

として招聘し、TAの協力の下、就学の問題や不安を抱える学生、基礎学力に不安のある学生に対して相談や個別指導を行っている。「ぴあルーム」開所から1年間に休学学生の5人が復学し、1日平均12人程度の学生が「ぴあルーム」を居場所として活用している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成17年度に、身体等に障がいのある学生の支援委員会を発足の上、要支援学生のための支援ガイドラインを策定し、授業担当教員に配付して事前説明を行うなど、要支援学生の全学的な支援体制を確立している。また、学内での有志学生による聴覚に障害のある学生のための支援体制を整備し、ノートテイカー養成講座、ノートテイクレベルアップ講座を設け、ノートテイカーの育成を図っている。

社会人学生に対しては、大学院課程で昼夜開講制や長期履修制度を設け、個々の就学環境に対応している。

留学生等に対しては、国費外国人留学生に対する大学院入学前の学習支援、日本語学習に関する特別コースや国際交流科目を設定して、学習支援の体制を整えている。また、学部生・大学院生によるチューター、指導教員による家庭学習や日本語学習の支援、地域企業・住民との交流による日本事情や日本文化の経験など、学内外のマンパワーを活用した取組も行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の学習環境の整備を図るため、教養教育棟及び全学部に自習室を設置している。

学術情報拠点（情報基盤センター）が所掌する実習室等には、学生が利用可能なパソコンを配置して、e-learning、学術情報収集、レポート作成など、授業時間外での自主学習環境を確保・充実させている。

図書館は夜間や休日の自主学習を可能としている。また、学生用参考図書の購入は学生や教員からの希望調査に基づき行っており、授業科目に関連する図書を開架図書として自由に利用できるように配置している。

その結果、図書館（旦野原地区）における「図書館情報サービススタッフのサービス全般」についての満足度調査で、「満足」、「ほぼ満足」、「普通」が86%との評価を得ている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

旦野原、挾間両キャンパスで、81の課外活動団体等が活動しており、学内には課外活動施設が整備されている。

また、各学部に学生自治会が組織されており、学生生活委員会が助言等を行っている。

平成 18 年度から、学生の自主性・積極性・元気力を引き出し、企画・運営・実施能力等を高めることを目的とした「学生活き²（いきいき）プロジェクト」を、平成 19 年度からは、学生支援協力金（学内の自動販売機の設置に伴う収益による寄附金）による「課外活動推進プロジェクト」を実施している。

さらに、競技会、コンクール等で顕著な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体に対し、「学長表彰」を行っているほか、経済学部では独自の学生表彰制度を設けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生生活実態調査や学生と教員との意見交換会、意見箱、電子意見箱等により、大学生活に関する学生の意見・要望を収集している。

健康相談等については、主に保健管理センター（旦野原地区）、健康相談室（挾間地区）が対応している。保健管理センターの精神科医や臨床心理士による相談体制に加えて、ソーシャルワーカーが、学生生活や心身の健康に関するカウンセリング等を行う、キャンパスライフなんでも相談室を設置している。

平成 20 年度には、文部科学省学生支援 G P に採択された「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援一キヤンパス・ソーシャルワーカーとの協働による学生の自己選択能力の形成支援一」事業を開始し、「ピアルーム」を設置している。

さらに、当該大学の卒業生（修了生）に呼びかけてキャリアサポート制度を創設（160 人の卒業生が登録）し、学部生・大学院生の就職支援体制を強化している。

各種ハラスメントへの対応については、イコール・パートナーシップ推進宣言により大学の各種ハラスメントに対する明確な姿勢を表明している。イコール・パートナーシップ委員会はイコール・パートナーシップの推進に関するガイドラインを策定の上、『ハラスメント防止の手引き』の配付、ハラスメントに関する講演会の開催、実態調査等を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

要支援学生のための支援ガイドラインを策定し、全学的な支援体制を確立した。平成 20 年度は 3 人の要支援学生の支援を行った。

外国人留学生に対しては、学部生・大学院生によるチューターを配置して生活全面にわたるサポートを行っているほか、経済的支援として、大学コンソーシアムおおいたのおおいた留学生人材情報バンク「アクティブネット」を通じて、留学生の特性を活かしたアルバイトを紹介している。

当該大学独自の取組として、外国人留学生友の会を組織し、全留学生の学生教育研究災害傷害保険加入費の負担、緊急時の一時金貸付（無利息）、私費留学生に対する教材費及び宿舎費補助等の支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助として、日本学生支援機構・地方公共団体・民間奨学団体による各種奨学制度の広報及び活用支援、入学料免除及び徴収猶予、授業料免除、入学料・授業料奨学融資制度などを実施している。

これらの情報は入学手続案内、学生生活案内、ウェブサイト等において制度や手続きの紹介を行い、申請時期にはM A S I S（学生支援サービス用情報システム）及び掲示板等で積極的な広報を行っている。

平成20年度には、3,362人が日本学生支援機構その他奨学金に採用されている。授業料免除については学生へのアンケート結果に基づき、平成19年度から半額免除者の比率を大幅に増やし、多くの学生が制度の適用を受けられるよう改善している。平成20年度には、全額免除427人、半額免除543人が適用を受けている。また、再チャレンジ制度を活用して、社会人学生に対する授業料免除を平成19年度から実施している。当該大学独自の制度として、地元銀行と提携して、金融機関から融資を受けた入学料又は授業料相当額に対し、在学中に発生する利子の支払いを当該大学が負担する「入学料・授業料奨学融資制度」を導入している。

さらに、国内外の経済状況の悪化を理由に、学業優秀な生徒等が進学を断念することがないよう、平成21年度に入学料免除の特別枠を設け、平成21年度は4人が採用されている。

経済学部では卒業生からの寄附により独自の奨学金制度「久保奨学基金」を設け、海外交流協定校への派遣留学及び国際交流行事の参加旅費や、優れた学業成果者への奨学金に活用している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成20年度文部科学省学生支援G Pに、「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援—キャンパス・ソーシャルワーカーとの協働による学生の自己選択能力の形成支援—」が採択され、不登校学生への自宅訪問を含めた各種支援を行うとともに、「ぴあルーム」を設置し就学の問題や不安を抱える学生等に対して相談や個別指導を行っている。
- 学内での有志学生による聴覚に障害のある学生のための支援体制を整備し、ノートテイカー養成講座、ノートテイクレベルアップ講座を設け、ノートテイカーの育成を図っている。

基準8 施設・設備

8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、旦野原地区、挾間地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は、旦野原地区 305,343 m²、挾間地区 137,841 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 155,679 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究組織及び教育課程に対応した施設として、講義室・演習室 219 室（約 14,000 m²）、教員研究室 449 室（約 9,000 m²）、実験・実習室等 395 室（約 20,000 m²）等を設置している。ほぼすべての講義室・演習室には、スクリーン、液晶プロジェクタ及び冷暖房装置が備えられており、講義室の利用率は、約 70% と高い値を示している。運動場・体育館・プール等の体育施設についても、キャンパスごとに授業及び課外活動を行う上で必要な施設・設備を整備している。

教育福祉科学部、福祉社会科学研究科などで福祉に関する分野に積極的に取り組んでいることもあって、設備・施設のバリアフリー化を積極的に進め、低層階棟を含むほとんどの講義棟に車いす対応のスロープ、手すり、トイレ、エレベーターを設置しているほか、学生寮には身障者用寮室 2 室を整備している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

大分大学キャンパスネットワークには統合認証システムを導入し、1つの I D ・ パスワードで各種サービスの利用ができるよう、利用者 I D ・ パスワードを一元的に管理している。学内ネットワークでは基幹 1 Gbps、支線 100Mbps の高速通信を用い、学術情報ネットワーク（S I N E T）や地域ネットワーク（豊の国ハイパーネットワーク）を通じて、広域ネットワークへと接続されている。

ネットワークには、全学統一の新教務情報システム、講義記録支援システム（電子ホワイトボード、オンラインディマント授業配信）、授業評価支援システム、遠隔講義システム、e-learning 管理システム（LMS ; Learning Management System ; WebClass）を搭載し、学生の学外・教室外での学習環境を整備している。

情報セキュリティ対策としてファイアウォール（ハードウェアとソフトウェア）を設置し、内外からのネットワークアクセスをコントロールするとともに、I D S (Intrusion Detection System) によってインターネットからの攻撃を監視し、送受されるすべてのメールについてウィルス、spam メールをチェックしている。

上記の I C T 環境を利用し、オンライン学習の便宜を図るとともに WebClass 上には情報倫理教材を用

意し、利用者のネットワーク利用に対する倫理意識の向上に努めている。WebClass には 83 のコースが登録され、充実しつつある。また、情報教育用として約 535 台の端末が利用可能であり、それらは累計 181 科目の授業に活用している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学長のリーダーシップの下に全学的な施設マネジメントを実施するため、施設の整備管理に関する目標と対策を策定し、施設・設備等維持管理計画、ユニバーサルデザイン推進計画、耐震改修計画及び有効活用スペースの推進計画を策定・実施している。

各施設の使用・手続きに関する情報は学生生活案内、図書館案内などの配付資料をはじめ、学内ウェブサイト上に掲載することで大学の構成員に周知している。

学生に対しては、入学時に I C T 利用のための I D を配付し、ガイダンスにおいて説明をしている。教職員に対しては、I C T 機器の利用方法や情報教育による支援手段について、e-learning や WebClass 講習会を開催して周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され
ており、有効に活用されているか。

図書館（旦野原地区）と医学図書館（挾間地区）において教育研究に必要な図書・学術雑誌等の系統的な収集、整理、保存及び運用を行っている。蔵書数は両館合わせて 75 万点、座席数は図書館 466 席、医学図書館 210 席である。蔵書はキャンパスの特性を反映しているものの、全体としてバランスがとれている。

また、オンライン検索システムを導入するとともに、大分県立図書館等と連携し相互検索を可能としている。さらに、新入生や大学での学習をスムーズに行えるよう学問への導入用書籍を集めた「まなびギナーズ・コーナー」を設置している。

利用可能な電子ジャーナルパッケージは、Springer など 8 パッケージであり、平成 20 年度の年間ダウンロード数は前年から 15% 程度増加している。また、DVD、LD、ビデオテープ等の視聴覚資料は、図書館 1,687 点、医学図書館 967 点であり、キャンパスの特性を反映した内容の資料となっている。

学生用図書の選定に当たっては、選書ツアーやリクエストボックスで利用者の希望を取り入れている。閲覧室以外の利用者スペースとして、図書館では、グループ演習室、視聴覚室、研究者閲覧室、留学生閲覧室を、医学図書館にはグループ学習室、ビデオ室、視聴覚室を設けている。

図書館・医学図書館とも、年末年始、夏季休暇一斉取得日を除き年間を通して、本館は 22 時（土日祝日は 19 時）、医学図書館は 20 時（土日祝日は 17 時）まで開館している。なお、医学図書館では当該大学の構成員に限り、無人入退館システムにより 24 時間の利用が可能である。

利用規程については、学生生活案内やウェブサイトにより周知している。

利用者の満足度については、隔年ごとに利用者アンケートを実施し、利用者の満足度等の調査を行っている。図書館の平成 20 年度のアンケート結果では、「満足」～「普通」が 86% であり、「やや不満」～「不満」の 6 % を大きく上回っている。同様に、医学図書館の平成 19 年度のアンケート調査は、73% と 2 % である。

なお、図書館の老朽化・狭溢化が進んでいる。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 図書館の老朽化・狭溢化が進んでいる。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動に関する基礎的データ（学籍関係、授業関係（カリキュラム、授業担当者、成績）、進級・卒業・学位授与状況等）は、学生支援部、各学部が逐次収集・蓄積している。加えて、平成20年度には全学共通の教務情報システムを導入し、シラバス、成績評価結果の収集・蓄積を開始している。

さらに、大学経営・各種評価・広報等、今後増大する学内外からの大学情報ニーズに対応するため、教育の状況に関するデータや教員の活動状況に関するデータをデータベースにおいて、収集・蓄積している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育の質の向上、改善に向けた意見聴取については、教育に関わる各組織（各学部教務委員会及び学内共同教育研究施設、学生支援部）からの代表者によって構成された教務部門会議で、全学教職員からの意見を集約の上、全学的な活動に反映している。

また、高等教育開発センターを中心に、毎年度、教員と学生による合同研修会「きつちょむフォーラム」を開催し、学生からの授業内容・教授方法などに関する問題提起を通して意見交換を行っている。その結果、教養教育シラバスの掲載順の変更（曜日・時間順）、新規授業の開設（プロジェクト型学習入門）等の改善につなげている。

加えて、教務部門会議及び学生支援部門会議の教員と学生代表が参加して、毎年度、学生と教員との意見交換会を開催し、学生の意見や要望を集めている。さらに、電子意見箱等により大学運営に関する意見等も随時聴取している。また、経済学部、医学部の学部単位で毎年度、学生との意見交換を行っているほか、工学部では卒業時にアンケートを実施し、学生の意見を聴取している。

このほか、毎学期末に「授業改善のためのアンケート調査—学生による授業評価—」を実施し、学生から意見を聴取している。その結果は、『「授業改善のためのアンケート調査—学生による授業評価—」年度報告書』や前後期別概要版で公表し、全学教員に配付するとともに、ウェブサイト上でも公開しており、授業担当各教員はその結果を踏まえ、授業の課題と改善点を『教員による自己点検レポート集』として公開している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成19年度に、学外の有識者による全学の外部評価を実施し、評価結果は外部評価報告書としてウェブサイト上で公表している。

また、各学部でも自己評価結果に基づく外部評価を実施している。医学部では、外部評価の指摘を受けて教務委員会の下に6つの専門部会を設け、平成18年度に、医学教育モデル・コアカリキュラムに沿った臨床実習の見直し等を行い、看護学科では平成21年度に向けたカリキュラム改革を行っている。

さらに、「卒業生及び修了生の能力及び教育成果に関する社会（雇用主）調査」を実施している。平成18年度の調査結果では、特に「コミュニケーション能力の育成」が求められていることを踏まえて、コミュニケーション能力育成のために、教養教育において「アカデミックスキル（調査法入門）」、及び職業意識啓発科目として「職業とキャリア開発」、「教員志望者のためのキャリア開発」、「キャリアデザイン入門」を開講している。専門教育においては、各学部の演習・ゼミナールを通じてプレゼンテーション技法などの能力育成を進めている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

毎学期末に、「授業改善のためのアンケート調査－学生による授業評価－」を実施し、その分析結果を基に担当教員は、自己点検を行い、『教員による自己点検レポート集』として公表している。さらに、高等教育開発センターは分析結果を活用し、発話・スマートボード等のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修会を通じて、教授技術等の継続的改善を支援している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学教員（大学院担当教員も含む）は3年に1度、FDに関する研修会・講習会等に参加するという基本方針を策定している。これを受け、高等教育開発センターは、授業公開ワークショップ、WebClass利用講習会、授業記録装置講習会等、授業改善に向けた様々な事業を実施している。

このうち、教員と学生による合同研修会「きつちょむフォーラム」では、教員と学生が合同で「シラバスの改善」、「学生の受講態度」等をテーマとしたシンポジウムを行い、学生の視点に立った教育改善を取り組んでいる。また、授業改善のためのアンケート調査の分析結果を踏まえて、平成18年度から、学生の目線に立って授業を改善するためのFDワークショップ「授業改善のためのインストラクショナルデザイン・ワークショップ」及び教員に対する授業支援「授業デザイン創造の取組」事業を開始している。授業改善のためのインストラクショナルデザイン・ワークショップは、シラバスの記載内容の見直しや、それに伴う授業設計の改善を目的とした講演会・ワークショップであり、授業デザイン創造の取組は、何らかの授業改善や新規授業法に取り組もうとしている教員に対し、個別の支援を行うことを目的とした企画である。

上記のFD活動に加えて、平成18年度に、「大学院におけるFDの基本方針と大学院及び各研究科における取組案」（「大学院関係FDのあり方」）を策定し、大学院担当教員を対象に2回の講演会（新しい大学院教育のあり方について、学生に向き合い学生を理解するということ—大学改革の言説に流されず—）を開催している。

経済学部では基礎演習の教育内容と教授法についてのFDを行っている。医学部医学科では、教職員の教育能力開発について、学内あるいは学外施設を利用し、カリキュラム作成、チーフナース養成、PBL事例作成等のテーマでワークショップや学習会を実施している。医学部看護学科では、FDの指針を作成し、FD部会を中心とした組織的なFD活動を進め、平成18年度に3回、平成19年度に10回、平成20年度に7回、講習会や研修会を実施している。

各FD活動の報告書は公表され、教員・学生共に成果を共有できるようにしている。また、FD活動での指摘が多い問題点や事項は、「よりよい授業を実現するためのティップス」として情報が共有されている。

FD活動の成果はシラバスの改良、配布物等の記述の変更などに見られ、教員の意識改革の一助になっている。

これらのことから、FDが適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

平成20年度には、教育支援を担当する事務職員1人を、立命館アジア太平洋大学に派遣し研修させている。派遣された職員は、毎月、実施した業務や大分大学と比較して感じたこと等を研修レポートとして提出し、それを学内専用ウェブサイトに掲載して情報を共有している。

工学部では、教育支援に当たる技術職員を組織化し、当該職員の活動成果に関する発表会を開催し、個々の資質向上と教育支援活動の活性化を図っている。

医学部では、医療機器のメンテナンスを担当する技術職員が、メーカー主催の講習会に参加し技術指導を受けている。

TAに対しては、その資質向上を図るため、各学部で研修会や講演会を実施している。また、留学生チーフナースに対する説明会（研修会）を行い、質の確保を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生と教職員が意見交換を行う、学生参加型の学内合同研修会「きつちょむフォーラム」の開催をはじめ、ワークショップ形式や講演会形式など多様な形式でのFDを実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 卒業生及び修了生の能力及び教育効果に関わる社会調査を実施し、教育内容の改善を進めているが、更にこの種の調査結果を積極的に活用し、教育改革へつなげることが期待される。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 45,405,170 千円、流動資産 10,007,992 千円であり、資産合計 55,413,162 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 10,406,973 千円、流動負債 7,534,261 千円であり、負債合計 17,941,234 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 6,073,178 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、产学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16~21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用26,252,828千円、経常収益27,337,303千円、経常利益1,084,474千円、当期総利益1,112,141千円であり、貸借対照表における利益剰余金5,231,257千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度予算編成の基本方針を策定し、この方針に沿った部局からの予算計画書に基づいて予算委員会が予算案を作成し、当該予算案は、経営協議会、役員会での審議の後、学長が決定している。さらに、学長・部局長のイニシアティブによる戦略的教育研究事業等を推進するため、学長裁量経費、部局長裁量経費を確保している。

また、施設・設備に対する予算配分については、教育研究活動に必要な施設整備を行う経費として教育研究環境整備費を確保している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事による会計監査は、監事監査規程に基づいて実施しているほか、「内部統制質問書」、「会計監査チェックリスト」及び「会計監査人の監査方法と結果の相当性判断のためのチェックリスト」を用いて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立性を有する監査室が内部監査実施規程に基づいて実施している。

なお、監査体制を充実させるため、四者協議会（学長・監事・会計監査人・監査室）を設置して問題事項等を共有するとともに、三者連絡会を発足して三監査間の連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として、学長、学長を補佐する5人の理事を置くほか、5人の副学長（うち3人は理事が兼務）及び3人の学長補佐を置いている。

また、管理運営組織として、学長、理事を構成員とする役員会を設置し、大学の管理運営に関する重要事項を審議するとともに、法令に基づく学長選考会議・経営協議会・教育研究評議会を設置している。

さらに、学長、各理事を補佐する組織として学長室及び理事室を設置し、全学委員会は、原則として各理事の下の部門会議に収斂させた部門会議制を採用している。各部局では、部局長を中心とする管理運営体制を構築し、教授会、研究科委員会等が部局固有の重要事項について審議・決定している。

事務組織については、各理事の下に担当事務組織を設置し、管理運営に必要な人員を配置している。事務組織にはグループ制を採用するなどして、組織の機動性を高めている。

危機管理については、危機管理規程、危機管理基本マニュアルを定め、危機事象に応じて、全学的又は部局にて対応する体制を整えている。また、災害時における危機管理のために、防災規程、全学災害対策要領、災害時の機動的な対応を確実にするためキャンパスごとの災害対策マニュアルを策定している。さらに、防災意識高揚のため『防災ハンドブック』を作成し全教職員へ配付している。

研究活動については、大分大学における科学的研究上の行動規範、大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程を制定し、学長を最高管理責任者とする責任体制の下で、研究不正防止コンプライアンス室の設置、大分大学における研究不正防止計画の制定により、研究不正活動の防止に努めている。

研究費の使用については、「事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談受付窓口」を設置して、不正使用の防止に努めている。また、教員に研究費の使用ルールをわかりやすく説明するために『研究費使用ハンドブック』を作成している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

各種重要な案件に迅速に対応し、効果的な意思決定を行うため、経営協議会及び教育研究評議会を置き、

重要な事項については役員会で審議している。

学長はこれらの会議の議長を務め、そのリーダーシップを發揮し得る組織としている。従来の全学委員会は、理事の管理下に部門会議として束ねられ、効率的な意思決定に貢献している。また、学長の業務を補佐する機関として学長室を設置している。

さらに、諸会議における円滑な審議と迅速な決定や部局間の連絡調整のため、学長、理事、各学部長、福祉社会科学研究科長、附属病院長、事務部長等により構成する運営会議を置いている。

学外委員が参加する経営協議会は、開催日を定例化してその出席の便を図り、より多くの意見及び提言が得られるようになっている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

大学構成員や学外からの意見は、学生と教員との意見交換会、学生生活実態調査、「学長と語ろう」の会などで把握し、管理運営に反映している。

特に、学長と高校生が直接対話する「学長と語ろう」の会の開催は、学長が直接高校生と対話するユニークな取組であり、会場での発問から、大学案内に「福祉への取組」の特集を組む等、大学の取組に活用している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人（常勤1人、非常勤1人）が、会計監査人や監査室と連携しつつ、役割に応じた効果的で効率的な「三様の監査」を目指し、監査を実施している。

監事（業務監査担当、会計監査担当）は、毎年度、当該年度の監査方針や主に実施する監査項目を記載した監査計画書を学長に提出し、計画書に基づいて、業務全般にわたって監査を実施している。

業務監査では、実地監査を実施して業務実態を把握し、改善すべき点を具申している。特に、教学部門の監査においては、評価と監査の違いを踏まえた上で、大学評価・学位授与機構の機関別認証評価の基準を参考に、平成17年度は学生支援等（基準7）、平成18年度は学生の受入（基準4）、平成19年度は教育の成果（基準6）、平成20年度は教育研究組織（基準2）を重点監査項目として監査を行っている。

監査終了後は、被監査部署に対して監査講評を行った上で、学長に監査報告書を提出し、1か月後を目途に監査指摘事項に対する学長からの回答書を求め、改善に資している。

平成20年度の監査報告書において、「総合科学研究支援センターは、“研究”なのか、“研究支援”なのか、医工連携なのか否か、コンセプトが明確ではない。早期の改善が必要である。」との指摘を受けており、平成21年10月1日に、先端医工学研究センターとの統合を行い、全学研究推進機構を設置している。

このほか、監事は主要な会議に出席して意見を述べるほか、年度末に、学長・理事等に対して監査面談を実施している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質向上のため、事務職員を中心とした職員研修を実施している。また、事務職員のスキルアップを目的として、4人の事務職員を文化庁、日本学術振興会及び立命館アジア太平洋大学へ派遣している。派遣された研修生は、毎月、業務内容や感想等を研修レポートとして作成し、学内専用ウェブサイトで公開している。

さらに、事務職員の意識改革及び資質向上を推進するとともに、企画立案能力及び事業進行管理能力を養成し、その成果を業務へ反映・活用させ、事務組織の活性化を図ることを目的とした「スタッフ・ディベロップメント推進事業」を公募し、平成20年度には6件の応募すべてを採択するとともに成果報告会を開催している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学憲章に管理運営に関する目標を規定しており、大学憲章を踏まえ、内部規則を整備するとともに、管理運営に関わる学長・理事・副学長・学長補佐等の選考・責務・権限を学内規則等に定めている。

学長は、毎年度当初、当該年度計画を推進するまでの重点的課題と基本的な方針に関するメッセージを全教職員と学生に向けて発信している。全教職員は、これに基づき諸事業に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されるとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学のウェブサイトにおいて、中期目標、中期計画のほか、組織、業務、財務、評価・監査等の各情報、法定会議の議事概要等を掲載し、当該大学構成員はもとより広く学外に公開している。

また、学内専用ウェブサイトには、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の主要会議の議事概要や、各種事務手続きのマニュアル・様式等を、掲載・蓄積しており、学内の教職員が自由に利用できるよう整備している。

そのほか、毎年度、自己評価を実施するため、定められた項目のデータを収集している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されるとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われております、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

毎年度、教育、研究、施設・設備、社会連携、学内共同教育研究施設等、管理運営の各分野を対象とした自己評価を実施しており、評価結果を、根拠資料とともに自己評価書としてウェブサイト上で公表して

いる。なお、平成 19 年度分から、よりわかりやすい公表を目指し、概要版を作成の上、ウェブサイト上で公表している。

さらに、各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果をウェブサイト上で公表している。

各学部では自己評価体制を整備し、評価委員会の指導・助言の下、自己点検・評価を実施し、その結果を各学部ウェブサイトで公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該大学ウェブサイト上に掲載した自己点検・評価結果のページに、意見収集のための専用フォームを設置し、学外からの意見収集に努めている。収集した意見は、法人の諸活動の改善等に活用する体制が整えられている。

また、平成 19 年度には、教育・研究の分野を中心とした達成状況報告書を基に外部評価を実施し、『外部評価報告書～教育・研究分野を中心とした～』として公表している。

学部等においても、それぞれの自己評価結果に基づき、外部評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

全学的な自己点検・評価結果は学長に報告され、学長は、改善を要する点について当該部署に改善の指示やその結果について報告を求めるシステムを構築している。

改善を要すると指摘された点は、次年度の自己評価の対象とし、改善状況を確認している。

なお、自己評価及び法人評価に係わる学内外からの提言等は、学長室会議等で担当部署へ指示が出され、フィードバックシステムを構築している。

改善の事例として、平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果において、大学院博士課程の学生収容定員が 85% に満たないと指摘されたことに対し、休学・退学者の減少方策の 1 つとして、「キャンパスなんでも相談室」強化のため、外部のソーシャルワーカーを充実するなどの対策が講じられている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大分市情報センターや、県内の進学校（20 校）等にインフォメーションコーナーを開設し、広報誌等を懸架して、当該大学の教育研究活動等の広報に努めている。

また、ウェブサイトに大学概要、研究者総覧、研究シーズ集及び各種受賞・採択結果等を公表しており、国際教育研究センターのウェブサイトでは、英語、中国語、韓国語で教育研究活動状況を発信している。

さらに、平成 19 年度より学長定例記者会見を毎月開催し、当該大学の教育・研究等の情報を積極的にマスコミに提供している。その結果、新聞記事掲載数は年間 450 回を超えており、

そのほか、学術情報リポジトリサーバを構築し、これまでに電子図書館に搭載した紀要類、博士論文及び戦前期資料をサーバに登録し、学外へ情報発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく

社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年度、教育、研究、施設・設備、社会連携、学内共同教育研究施設等、管理運営の大学機能の各分野を対象とする全学的な自己評価を実施し、評価結果は、根拠資料とともに自己評価書としてウェブサイトで公開している。

<参考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人大分大学
 (2) 所在地 大分県大分市（旦野原キャンパス）
 大分県由布市（挾間キャンパス）
 大分県大分市（王子キャンパス）

(3) 学部等の構成

学部：教育福祉科学部、経済学部、医学部、工学部

研究科：教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、福祉社会科学研究科

関連施設：

<共同教育研究施設等>学術情報拠点、地域共同研究センター、総合科学研究支援センター、国際教育研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ、福祉科学研究センター、先端医工学研究センター、高等教育開発センター、イノベーション機構、保健管理センター、センター、入学企画支援センター

<教育福祉科学部附属>教育実践総合センター、学校園（小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園）

<医学部附属>病院、医学教育センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部5,063人、大学院718人

専任教員数：573人、助手数：8人

2 特徴

本学は、下表のとおり、平成15年に旧大分大学と旧大分医科大学の統合によって発足し、教育福祉科学部、経済学部、医学部及び工学部の4学部と各学部を基礎とする4研究科並びに独立研究科である福祉社会科学研究科から構成されている。本学は、県内唯一の国立大学として、コンパクトさを活かした機動的な活動で、地域の知の拠点の役割を果たしている。

1. 学生の目線に立った教育システムの構築と学生支援の充実

教養教育カリキュラムの全面的な見直しを図り、「全学教育機構」を設置（平成20年）した。また、GPに採択された「国際・熱帯感染症実地教育プログラムの構築」（平成18年度）、「大分県における教育の情報化のための『情報教育イノベータ』育成プログラム」（平成19年度）など、特色ある教育への取組を推進している。さらに、ユビキタス社会への対応として「学術情報拠点」を設置し（平成20年）、学習環境の大幅改善、メディア教育体制の確立を図っている。

学生支援については、「大分大学活き²（いきいき）プロジェクト」（コンペ形式）を実施し、学生グループによる意欲的で独創的な企画を採用してきた。また、地元銀行と連携した「大分大学授業料奨学融資制度」によって経済的支援を強化している。さらに、キャリアカウンセラーやソーシャルワーカーによる「相談室」の開設や学生表彰制度の導入など多様な取組により学生支援を充実させている。

2. 統合のメリットを生かした研究推進と新たな創造

研究者間の連携の構築、学際的・総合的アプローチを図り、統合のメリットを生かした新たな研究創造に挑戦してきた。各学部・研究科の特性に応じた研究を推進するとともに、「先端医工学研究センター」の設置や「研究創造セミナー」の開催など、学部を超えた研究体制の構築に努めている。

3. 地域社会と連携した特色ある大学づくり

教育・研究・医療の成果を地域社会に還元し、地域社会との共生を図っている。特徴的な取組として、大分県及び県内自治体（18市町村）と包括協力協定を締結し、双方向的な共同研究等を推進している。また、国際的な連携、特にアジア諸国との特徴ある国際交流を推進している。

旧大分大学	旧大分医科大学
S24 大分師範学校、大分青年師範学校、大分経済専門学校より設置（経済学部、学芸学部[→S41 教育学部→H11 教育福祉科学部]の2学部） その後、[S47]工学部、[S52]経済学研究科（修士）、[S54]工学研究科（修士）、[H4]教育学研究科（修士）、[H7]工学研究科（博士後期）、[H14]福祉社会科学研究科（修士）を設置	S51 国立大分医科大学設置 その後、[S56]附属病院、[S59]医学研究科（博士）[→H10 医学系研究科]、[H10]看護学専攻（修士）、[H15]医科学専攻（修士）を設置
旧大分大学と大分医科大学が統合して大分大学（旧大分医科大学は医学部）となる。	

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

大分大学は、平成16年4月の法人化とともに「大分大学憲章」を制定し、基本理念として「人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与する」を規定している。これに基づき「教育の目標」を以下のように設定した。

1. 学生の立場にたった教育体制のもとで、広い視野と深い教養を備え、豊かな人間性と高い倫理観を有する人材を育成する。
2. ゆるぎない基礎学力と高度の専門知識を修得し、創造性と応用力に富んだ人材を育成する。
3. 高い学習意欲を持ち、たゆまぬ探究心と総合的な判断力を身につけ、広く世界で活躍できる人材を育成する。

こうした目的・目標の下、「統合・法人化のメリットを生かし、地域社会と連携した特色ある大学作り」をモットーに、コンパクトさを生かした機動力に優れた大学を目指し、中期目標に、

- ① 学生の目線に立った教育システムの構築と学生支援の充実
- ② 統合のメリットを生かした研究推進と新たな創造
- ③ 地域社会と連携した特色ある大学作り

を掲げ、目的の具現化を推進してきた。

なお、「高い学習意欲」の醸成には、リードする教員資質の向上、教育内容・カリキュラムの充実、本学における学習環境の整備、個人の人権に配慮したコンサルティング等大学が有する機能を十分に活用できる制度を整える重要性を認識しており、学生とのコミュニケーションを図りながら整備している。また、本学が九州に位置することを考慮し、世界の中では特にアジア地域を重視した取組を展開している。

（学士課程、大学院課程毎の目的）

【学士課程】

＜教養教育＞

本学は、「今日の大学教育が抱える専門性と人間性の融和」という課題に対応するため、「広い視野と深い教養を」備える人材の育成に教養教育を重視している。教養教育は7分野（全学共通科目、導入教育科目、外国語科目、身体・スポーツ科学科目、基礎教育科目及び日本語・日本事情科目、短期留学プログラム科目）に区分されている。全学共通科目は、人文・社会・自然分野及び課題コア・情報処理・職業意識啓発・ゼミナール科目（外国語等）を包括し、全ての教員が関与している。全学共通科目の総開講数は175であり、広い視野を養う目的にかなっている。また、離れたキャンパス間の不都合さに対処するため、遠隔授業システムの導入やキャンパス間の連絡バスの運行を行っている。

＜専門教育＞

「ゆるぎない基礎学力と高度の専門知識」を目指して、各進路の特性に応じた専門教育を行う。各学部・研究科における目的の概略を以下に記す。

○教育福祉科学部

人間福祉の視点に立って、教育の現場で澆沢と活躍しうる資質の高い教員の養成や、使命感にあふれた福祉の分野に携わる人材の養成及び成熟した社会にあって専門的知識を創造的・総合的に活用できる人材の養成を行い、豊かな共生社会の実現に貢献することを目指す。

○経済学部

経済学、経営学を中心とした社会科学の諸分野について、基礎から応用・実践に至るまで幅広く学習することを通じて、経済社会の動向を的確に把握し、社会の中核を支える人材を養成することを目指す。特に、今日

の高度化・複雑化する社会に柔軟に対応しながら、各方面で真価を發揮するために不可欠な、学生の基礎的能力を高めることを教育目的としている。（経済学部アドミッション・ポリシー）

○医学部

医と看護に関する最新の学術を教育・研究し、高度の医学並びに看護学の知識と技術、そしてこれらを支える高い道徳観と豊かな教養を備えた医師あるいは看護師、さらには医学、看護学研究者を育成し、これらの学問の進歩、国民の健康増進、医療・保健を中心に地域や国際社会の福祉に貢献することを使命とする。

○工学部

世界に通用する科学技術を創造し、もって地域に貢献するとともに、個性豊かで創造性あふれる人材を育成することを教育理念とし、自らの課題を探求する意欲と柔軟な思考力を有し、国際基準を満たす基礎、専門分野の学力に裏打ちされた、社会性並びに国際性豊かな人材を養成することを教育目的とする。

【大学院課程】

修士課程（博士前期課程）及び博士課程（博士後期課程）においては、共に高度な専門的知識・技術の修得を目指しているが、後者にあっては特に独立した研究者の育成に重点を置いている。下記の大学院課程の内、福祉社会学研究科は、国立大学の人文社会系として初めて福祉に焦点を当てた独立研究科として、平成14年に創設された。

○教育学研究科（修士課程）

学部教育の基本的知識並びに学校教育現場における教師としての経験や知見を土台に、さらに学校教育における教育の理論と実践に関する学術分野の総合的な研究・教育を行うことにより、高い研究能力と教育的指導力を備え、地域教育の発展に貢献できる実践力豊かな人材の養成を目指す。

○経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）

博士前期課程：旧来の枠にとらわれない高度な学際的・総合的なアプローチと実務に直結する政策的・応用的アプローチを通じて、現代経済社会の諸問題に対処しうる実践的な判断力と能動的な問題解決能力の涵養を図り、高度な専門職業人を中心として、21世紀のリーダーとなるべき有為の人材を地域社会の各分野に供給することを目的とする。

博士後期課程：経済のグローバル化とともに地域の自立が求められる今日の社会において、地域経済の発展をめざし、地域づくりを担う、高度の専門性をもつ人材を養成することを目的とする。

○医学系研究科（修士課程、博士課程）

最新の学術を教授・研究し、高度の医学及び看護学の知識と技術並びにそれらの本義を見失わない道徳観と、それを支える豊かな教養を身につけた教育・研究者及び医療人を育成し、もって医学及び看護学の進歩、国民の健康の維持増進、更に医療・保健を中心に地域及び国際社会の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。

○工学系研究科（博士前期課程、博士後期課程）

博士前期課程：自らの課題を探求する意欲と柔軟な思考力を有し、国際基準を満たす基礎・専門分野の学力に裏打ちされた、社会性並びに国際性豊かな世界に通用する人材を育成することを目的とする。

博士後期課程：質の高い特色ある教育と研究を通じて、世界に通用する科学技術を創造し、もって地域に貢献するとともに、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成することを目的とする。

○福祉社会科学研究科（修士課程）

福祉を総合的・多角的に捉え、問題発見・解決のできる実践能力の涵養を図るために、社会福祉学・法学・社会学・経済学・経営学・教育学などの社会科学を駆使し、社会の様々な分野で活躍する高度職業人の養成を目指す。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

- 本学の目的を、大分大学憲章で明確に定めている。また、この目標を踏まえ、各学部もその特色に応じた教育目的を定めている。さらに、平成27年度までに取り組むビジョンとして「大分大学の道標」を策定している。（観点1－1－①）
- 大学院の目的を大学院学則で明確に定めており、この目的を踏まえ、各研究科もその特性に応じた基本理念や教育の具体的な目標を定めている。（観点1－1－②）
- 本学の目的・目標は、各種冊子やホームページに記載し、広く公表している。ホームページでは英文の大分大学憲章を掲載し、国外へも周知している。（観点1－2－①）
- 教職員・学生には、冊子等を配布し、周知に努めている。新入生に対するガイダンスでも説明しており、アンケート結果では、多くの新入生が本学の目的を理解していた。（観点1－2－①）
- 社会に対しては、目的等を記載した各学部概要等や各学部学生募集要項を大分県内の高等学校や市町村教育委員会等に配布するとともに、オープンキャンパスや説明会等でも積極的に周知を図っている。（観点1－2－①）

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 本学は、4学部・5研究科を設置し、その下にそれぞれの教育目的に応じた学科・専攻等を設置している。（観点2－1－①、観点2－1－③）
- 教養教育の実施体制として、教養教育を統括する全学教育機構を設立し、一元化した実質的な教育システムを採用している。教養教育カリキュラムの中心である全学共通科目は、全教員の協力により開講されており、全学的な協力体制が整備されている。（観点2－1－②）
- 教育内容や方法の改善を目的として、「学生による授業評価」を実施するとともに、多様なFD活動を実施している。授業評価で指摘された事項については、各教員による「自己点検レポート」で、改善の方策等を明らかにしている。（観点2－1－②）
- 全学的なセンター等として、10の「学内共同教育研究施設等」及び「学術情報拠点」を設置している他、学部等の附属施設として、「教育福祉科学部附属学校園」「医学部附属病院」等を設置し、本学の教育・研究活動に寄与している。（観点2－1－⑤）
- 各学部・研究科に、教育研究活動に関する重要事項を審議・検討する教授会、代議員会、研究科委員会を設置している。（観点2－2－①）
- 全学的な観点から、教育担当理事の下に教務部門会議を、また、各学部及び研究科に、教育研究活動に関する重要事項を審議・検討する教授会及び研究科委員会を設置しており、それぞれ、必要な回数の会議を開催し、実質的な審議を行っている。（観点2－2－②）

基準3 教員及び教育支援者

- 各学部・研究科では、組織的な責任体制や各教員の職務を学内規程で明確に定めている。（観点3－1－①）
- 学士課程において、教育課程を遂行するために必要とされる専任教員を配置するとともに、必要によつては非常勤講師を雇用しており、必要な教員を確保している。（観点3－1－②）
- 大学院課程において、大学院設置基準で必要と定められた研究指導教員数、研究指導補助教員数を満たしている。（観点3－1－③）

- 教員の人事について、「教員選考の基本方針」を策定の上、「学長裁量定員」の導入や「教育特任教授制度」、「特任教員制度」を新設する等、教育職員の活動を活発化する取組を行っている。(観点3－1－⑤)
- 教員の採用・昇格に関して、学内規程に教員の採用基準や昇格基準等を明確かつ適切に定めている。(観点3－2－①)
- 「職員評価実施細則」等に基づき、大学教員評価を3年に一度実施している。評価結果はホームページ上で公開するとともに、各学部において教員のモチベーションの向上や指導などに活用している。(観点3－2－②)
- 学生による「授業改善のためのアンケート調査」を実施し、その結果を公開するとともに、個々の教員にフィードバックしている。その結果を受け、個々の教員は授業の改善を図り、「教員による自己点検レポート集」として取りまとめている。(観点3－2－③)
- 教員は、自らの教育内容を踏まえ、その専門的な研究活動を行い、研究成果を授業にフィードバックしている。(観点3－3－①)
- 教育課程を開設するに必要な事務職員、技術職員等の教育補助者は適切に配置されている。また、TAも適切に活用されている。(観点3－4－①)

基準4 学生の受入

- 全学の基本理念等に基づき「求める学生像」を定めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を策定している。アドミッション・ポリシーは公開ホームページや募集要項等への掲載に加え、オープンキャンパスや進学説明会などの機会を活用して、公表、周知を図っている。（観点4－1－①）
- 入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って多様な方法（55歳以上を設定した「シニア」枠の設定や、英語能力試験（TOEIC又はTOEFL）の活用等）で実施しており、その結果、志願者数も安定的に確保出来ている。（観点4－2－①）
- 留学生、社会人、編入学生の受入については、選抜方法ごとに定めた「入学者選抜の基本 方針」に沿って特別選抜試験を実施し、多様な学生の受入を行っている。（観点4－2－②）
- 入学者選抜に際しては、学長を本部長とした実施体制を構築し、役割や責任を明確にして いる。また、入学試験問題の出題ミスを防ぐために「科目責任者連絡会」の設置や、問題作成者とは別の査読委員を設ける等、万全の体制をとっている。（観点4－2－③）
- アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入状況を検証するため、平成20年度に入学企 画支援センターの設置、平成21年度に入学支援プランナーの配置を行い、入学者選抜の改善を図るとともに、各学部と連携・協力してアドミッション・ポリシーに則した適切な入学者選抜システムの開発等を行うこととしている。（観点4－2－④）
- 入学定員に対する実入学者数は、医学系研究科修士課程を除き、大幅に上回るまたは大幅に下回る学部・研究科はない。なお、医学系研究科修士課程の定員充足率は、近年、改善を示している。（観点4－3－①）

基準5 教育内容及び方法

＜学士課程＞

- 本学の教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目により編成されている。教養教育科目は、編成の趣旨によって、全学共通科目、導入教育科目、外国語科目等に科目区分が行われ、全体として教養教育にふさわしい内容の授業科目が設定されている。専門基礎科目及び専門教育科目は、各学部・学科の教育目的に対応した独自の授業科目群から構成されている。以上のように、教育課程は体系的に編

成されている。(観点 5－1－①)

- 学生のニーズや社会からの要請に対応して、キャリア形成及び国際化教育を強化している。教養教育全学共通科目に「職業意識啓発科目」を設定し、各学部では、インターンシップの導入・単位認定や GP に採用された専門教育と連動した国際化プログラム等の開発により、専門教育との連携を強めて、キャリア形成を支援している。
教養教育での全学共通科目に「国際理解」コアの設定、国際理解教育ゼミナール科目の新設、TOEIC の全学的な実施等、国際化教育の強化のため取り組んでいる。(観点 5－1－②)
- 国際性を含むコミュニケーション能力の養成については、教養教育全体における「国際理解教育科目」の新設等を通じて全学的に取り組んでいる。また、専門教育と連動した国際化プログラム等を開発し、GP にも採択されている。(観点 5－1－②)
- 地域における中核的総合大学として、他の公私立大学との教育連携を強化・発展させるとともに、GP に採択された大学間連携の取組を開始している。これらにより、地域社会の要請をふまえた教育課程を展開している。(観点 5－1－②)
- 学期毎のガイダンス等を初めとする履修指導、履修科目の登録の上限設定、GPA 制度の導入、チュートリアル教育の実施、図書館利用の促進など、単位の実質化への取組を行っている。(観点 5－1－③)
- 授業の方法（形態）は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行っている。各学部・学科の教育目的を達成するために、授業形態を適切に組み合わせて実施している。
(観点 5－2－①)
- 医学部医学科ではチュートリアル教育を実施しているため独自のシラバスを、他の学科では、統一した様式により学生・教職員にシラバスを冊子や Web 上で公開している。また、シラバスの作成に当たっては、学生からの要望を取り入れて改善を図っている。(観点 5－2－②)
- 自主学習を促すため、e-learning システムや VOD による教養教育を中心とした授業の公開、自習室の確保などの対応を組織的に行っている。また、入学者の履修履歴の多様化に対応して、導入期教育を必修科目として設定している。基礎学力不足の学生に対しては、補習授業や能力別クラス編成など種々の就学指導を行なっている。(観点 5－2－③)
- 成績評価基準と卒業認定基準を、学則及び各学部の規程等により明確に定め、履修の手引等に明記し、全ての学生に配布・説明することで周知している。当該基準に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定を行っている。(観点 5－3－①)
- 成績結果は、本人及び保護者に提示の上、もし疑義がある場合には文書又は口頭での申立てを受け付た後、担当教員へ連絡協議する制度を設けるなど、成績評価の正確さを担保するための措置を講じている。
(観点 5－3－②)

<大学院課程>

- 本学の大学院の教育の目標や授与される学位に対応して、各研究科でそれぞれの教育目的を設定し、その目的を達成するために、特色ある教育課程を体系的に編成し、教育目的に対応した授業科目を配置している。また、その授業内容は担当教員の研究の成果を反映したものとなっている。(観点 5－4－①、②)
- 新入生のガイダンスにおける授業時間外の学習の必要性の説明及び履修指導、指導教員制に基づく個別の履修指導、シラバスへの時間外学習と成績評価の方法及び評価割合の明示、図書館利用の促進などを行い、単位の実質化を推進している。(観点 5－4－③)
- 授業は、講義（特研）、演習、実験、実習等の形態を組み合せて行っている。また、少人数授業を中心に養成する人材にあわせた講義型、対話・討論型授業、フィールド型授業等を行っている。(観点 5－5－

①)

- 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスを作成し、活用しているが、なお一層学生の立場に立った内容等になるよう継続して検討する必要がある。(観点 5－5－②)
- 社会人に対して大学院教育を受ける機会を拡大するために、夜間(18:10以降)に開講科目を設定している。また、必修科目を夜間に配置するなど、標準年限で修了出来るよう配慮している。(観点 5－5－③)
- 大学院課程における研究指導の位置付けを「大学院学則」に定めている。また、各研究科では、研究指導の基本方針や考え方を「研究科規程」に具体的に定めている。学位論文に係る指導体制は各種規則や申し合わせ等に明文化され、当該指導体制のもとで、適切に行なっている。(観点 5－6－①)
- 複数教員による指導体制や TA・RA としての活動を通じた能力の育成・教育的機能の訓練等を行っている。(観点 5－6－②)
- 成績評価基準と修了認定基準を、大学院学則及び各研究科の規程等により明確に定め、履修の手引等に明記し、全ての学生に配布し周知している。また、当該基準に基づき、成績評価・単位認定並びに修了認定を行っている。(観点 5－7－①)
- 学位規程において、学位論文に係る審査のプロセスを明確に定めており、当該審査体制のもとで、学位論文に係る審査を行っている。(観点 5－7－②)
- 成績評価の客觀性や厳格性を担保するために、大学院規則において、学生に対する成績評価基準の明示を教員に求めている。また、各研究科の学務担当係窓口において成績を本人に個別配布し、疑義が有る場合の申し立ての手段も用意している。(観点 5－7－③)

基準6 教育の成果

- 各学部・研究科は、教育方針、人材像等を策定し、その検証を『卒業生及び修了生の能力及び教育成果に関する社会(雇用主)調査』等により行っている。(観点 6－1－①)
- 各学部・研究科の単位修得状況はおおむね良好であり、卒業・修了判定の教授会等の審査や資格取得状況、学外でのコンテストや学会発表等から判断して、教育の成果や効果が十分上がっている。(観点 6－1－②)
- 受講した授業について、8割を超える学生が「総合的によかったです」と評価している。また、就職率は、全学的には8割を超え、各学部・研究科が養成すべき人材等に対応した職に就いている。学士課程から大学院課程へは一定数が進学しており、大学院課程修了生のほとんど高度専門職業人または研究者として産業界、官公庁等各分野で活躍している。(観点 6－1－③、観点 6－1－④)
- 学外者からの評価においても、本学学生は「勤勉実直で優秀な学生が多い」とされている。また、学部で行われている卒業生やその雇用主との意見交換から、本学の教育の成果は十分に上がっていると判断される。(観点 6－1－⑤)

基準7 学生支援等

- 履修・就学に関わる詳細なオリエンテーション、ガイダンスを毎学期等に実施しており、アンケート結果から多くの学生が説明内容を理解している。(観点 7－1－①)
- 「学生生活実態調査」や「授業改善のためのアンケート調査」の実施、学生と教員の意見交換会、意見箱・電子意見箱、学生懇談会など多様な形態で学習支援に関する学生のニーズの収集を行っており、学習支援の課題を解決する上で有効に機能している。(観点 7－1－②)
- 学習相談・助言については、全学的に指導教員による支援体制が整備されている。また、指導の参考として「教員ハンドブック」を作成し、全教員に配布している他、各学部でも、保護者を含めた面談等を実

施している。（観点 7－1－②）

- 本学独自の取組として「不登校傾向の学生へのアウトリーチ型支援」を行っている。この取組は独自性や有用性が高く評価され、独立行政法人日本学生支援機構の学生支援GPに採択されている。また、この取組の一環として、学内に「びあルーム」を設置し、就学の問題等や基礎学力に不安のある学生に対して相談や個別指導を行っている。（観点 7－1－②）
- 「要支援学生のための支援ガイドライン」の策定や「身体等に障がいのある学生の支援委員会」を設置し、身体に障がいのある学生に対する全学的な支援体制を整備している。また、社会人に対して、昼夜開講制や長期履修制度によって個々の就学環境に対応している他、留学生に対しては、国際教育研究センターや国際交流課を中心として、チューター・指導教員、地域企業・住民との交流などを活用して支援している。（観点 7－1－④）
- 学術情報拠点（情報基盤センター、附属図書館）や各学部等に自習室を、また、インターネットルーム、PC を備えた学習室・自習室などを設け、多くの学生が利用している。（観点 7－2－①）
- 学内に体育施設、合宿研修室、学生会館、体育系課外活動共用施設、文化系サークル共用施設を、学外に研修施設などを整備しており、使用規約や利用法などについては、大学のホームページや「学生生活案内」に掲載して周知を図っている。また、「活き²プロジェクト」、「課外活動推進プロジェクト」、「学長表彰」など、学生の自主的活動の活性化を図るための多様な支援も積極的に行っている。（観点 7－2－②）
- 「学生生活実態調査」や「学生と教員との意見交換会」、「意見箱」や「電子意見箱」等により、学生の生活支援に関する意見・要望等を収集している。健康相談については、「キャンパスライフなんでも相談室」や指導教員による個別相談などの実施、就職支援については、「キャリア相談室」、「再チャレンジ支援室」の設置や「キャリアサポート制度」の創設など、各種ハラスマントへの対応については、「イコール・パートナーシップ推進宣言」により大学としての明確な姿勢を表明するとともに、「イコール・パートナーシップ推進に関するガイドライン」を定め、全学的な取組を行っている。（観点 7－3－①）
- 「要支援学生のための支援ガイドライン」や「身体等に障がいのある学生の支援委員会」を設置し、身体に障がいのある学生に対する全学的な支援体制を整備している。また、留学生に対しては、国際交流課や国際教育研究センターを中心として入学時ガイダンス、健康相談、ニーズの把握・対応など、生活支援を行っている他、チューターによる留学生の日常生活のサポートやキャリア開発課による就職支援も行っている。更に、本学独自の取組として、「大分大学外国人留学生友の会」を組織し、緊急時の無料貸付（無利子）等の生活支援を実施している。（観点 7－3－②）
- 各種奨学制度の広報及び活用支援、入学料免除及び徴収猶予、授業料免除、寄宿料免除など、学生に対する経済的な支援を行っている。また、これらの情報は学生生活案内やホームページなどにより、適切に周知が図られている。更に、地元銀行と連携して「入学料・授業料奨学融資制度」の創設や、学部の奨学基金を設けるなど、独自の経済支援策も打ち出している。（観点 7－3－③）

基準8 施設・設備

- 本学における教育研究推進のための施設・設備は3地区（旦野原、挾間、王子）に分かれており、校地面積は428,714m²、校舎面積は112,418m²であり、大学設置基準を満足している。教育研究活動及び課外活動を行うに十分な設備・施設を有しており、バリアフリー化への取組も積極的に行っている。（観点 8－1－①）
- 教育課程の遂行に必要なICT環境については、学内規定に基づき、情報基盤センターを中心として教育内容や方法、学生のニーズに配慮して整備している。授業内外で学生が利用可能な情報コンセント、無線

LAN、パソコンを十分確保し、各種の情報伝達に活用している。また、情報セキュリティについても十分な対策を採っている。(観点 8－1－②)

- 施設・設備の運用に関する方針については、学内規則等で明確に規定するとともに、学長のリーダーシップの下に全学的な施設マネジメントを実施できる体制を整備している。各施設・設備の利用・手続きに関する情報は大学構成員に配布されるほか、大学や各施設のホームページ上でも公表し、周知を図っている。(観点 8－1－③)
- 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料については、学内規定に基づき、学部の種類、規模等に応じた図書・学術雑誌等の分野別収集・整理を行っている。図書館・医学図書館とも年間を通して利用可能であり、利用規程も広く周知され、両図書館を併せて年間約 45 万人もの入館者に活用されている。(観点 8－2－①)

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 各学部等で教育活動の実態を示すデータや資料を収集・蓄積している他、教員データ統合システムや新たに導入した教務情報システムにより、全学的な規模での教務データの収集、管理、蓄積を行う体制が構築されている。(観点 9－1－①)
- 学内合同研修会「きつちよむフォーラム」で、教職員と学生が意見交換を行い、その結果を教育の質の改善に結び付けている他、「授業改善のためのアンケート調査」で意見聴取した結果を、自己点検や授業改善に活用している。更に、各学部・研究科においてもアンケートや意見交換会など、独自の方法で学生の意見を聴取している。(観点 9－1－②)
- 外部評価、卒業生や就職先関係者のアンケートや意見交換会などにより、学外関係者の意見聴取を活発に行っている。また、意見聴取を行った結果を教育の質の向上、改善に継続的にフィードバックしている。(観点 9－1－③)
- 「学生による授業評価」を実施し、調査結果を報告書として公開している。また、担当教員もその結果に基づき自己点検を行い、「教員による自己点検レポート」として取りまとめている。更に、教員評価の実施により、教員の質の向上に係る制度も整備している。(観点 9－1－④)
- 「授業公開ワークショップ」、「WebClass 利用講習会」、「授業記録装置講習会」等、授業改善に向けた様々な FD 関連事業を継続的に実施している。FD 活動については報告書を作成の上、公表し、多くの教員が成果を共有できるようにしている。また、これらの FD 活動が授業改善に関する教員の意識や教育の質の向上に結びついていることは、学生による授業評価アンケート結果などから把握できる。(観点 9－2－①)
- 事務職員及び技術職員を対象にキャリア・アップ研修の基本方針を定めるとともに、教育支援者や教育補助者に対して、それぞれの職務内容に応じた研修を行い、資質の向上を図っている。(観点 9－2－②)

基準10 財務

- 本学の資産は、法人化に際して国から現物出資を受けた資産及び譲与された資産を全て承継している。また、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。(観点 10－1－①)
- 借入金は附属病院の建物及び医療用機器の取得のためであり、返済にあたっては、文部科学大臣の認可を受けた「償還計画」に基づき、附属病院収入から返済しており、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。(観点 10－1－①)
- 経常的収入については、運営費交付金の効率化係数の適用による減少はあるものの、学生納付金は適正な学生数の確保に努め、安定的な収入を確保している。(観点 10－1－②)
- 附属病院収入についても、経営改善などを行うことにより法人化後は収入増となっており、継続的・安

定的に確保されている。（観点 10－1－②）

- 収支に係る基本方針は、国立大学法人法等に基づき経営協議会、教育研究評議会及び役員会において、予算、収支計画及び資金計画を審議・決定し、中期計画、年度計画に記載しており、ホームページで公表している。（観点 10－2－①）
- 法人化後、各事業年度とも黒字決算となっている。（観点 10－2－②）
- 適切な決定手順に従い毎年度の予算を決定し、教育・研究に関わる基盤的経費を措置している。また、重点的経費として「学長裁量経費」「部局長裁量経費」を措置している。（観点 10－2－③）
- 財務諸表等は、ホームページに公表している。また、官報公告が行われている。（観点 10－3－①）
- 会計監査等については、監事、会計監査人及び監査室が三者三様の観点から監査を行っており、財務に対する監査は適正に実施されている。（観点 10－3－②）

基準 11 管理運営

- 学長トップマネジメント体制として、学長を補佐する理事を置き、その下に各担当事務組織を設置している。学長、各理事を補佐する組織として、学長室及び理事室を設置し、各理事室に全学委員会を収斂させた部門会議制としている。（観点 11－1－①）
- 「危機管理規程」を定め、危機管理体制を整備している。（観点 11－1－①）
- 「全学災害対策要領」や「災害対策マニュアル」の策定、全教職員への「防災ハンドブック」の配布等、啓蒙普及の充実に努めている。（観点 11－1－①）
- 「事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談受付窓口」を設置して、研究費の不正使用防止に努めるとともに、「研究費使用ハンドブック」を全教員に配布し、研究費の使用ルールを分かりやすく説明している。（観点 11－1－①）
- 各種重要案件に迅速に対応し、効果的な意思決定を行うため、経営協議会及び教育研究評議会を置き、重要なものについては役員会で審議の上、決定している。（観点 11－1－②）
- 「学長と語ろう会」の開催等により、教職員及び学生、学外関係者のニーズを把握し、本学の管理運営の改善に活用されている。（観点 11－1－③）
- 2名の監事が、計画的に多様な切り口から事務部局や学部を監査し、改善の確認を行っている。（観点 11－1－④）
- 管理運営に関わる職員の資質向上を図るため、多様な研修会・セミナーの開催、研修生として学外への派遣等を行っている。さらに、「スタッフ・ディベロップメント推進事業」を公募・実施する等、新たな事業にも積極的に取り組んでいる。（観点 11－1－⑤）
- 管理運営に関する目標を大分大学憲章として策定するとともに、学長は毎年度当初、当該年度計画を推進する上での重点的課題と基本的な方針に関するメッセージを全教職員と学生に向けて発し、それにに基づき全学的に諸事業に取り組んでいる。（観点 11－2－①）
- ホームページにおいて「中期目標」、「中期計画」や組織や業務等に関する各種情報を掲載し、広く学外に公開している。学内専用ホームページ上では、役員会等の主要会議の議事概要や各種事務手続きのマニュアル・様式等を掲載し、学内で自由に利用できるようにしている。（観点 11－2－②）
- 毎年度、自己評価が実施され、その結果は、ホームページ上で公表している。また、各学部においても学部としての自己評価を実施している。（観点 11－3－①）
- ホームページに自己評価結果を掲載するとともに、意見収集のための専用フォームを設置し、学外からの意見収集に努めている。収集した意見は、法人の諸活動の改善等に積極的に活用する体制が整えられている。また、外部有識者による外部評価も実施している。（観点 11－3－②）

- 自己評価結果に関する学内外からの提言等について、学長室会議等を活用して運営の改善を図るフィードバックシステムを構築している。（観点 11－3－③）
- 「インフォメーションコーナー」への広報誌等の懸架、ホームページ上の「大学概要」等のデジタルパンフレット化、学長記者会見の定例化等により、本学の教育・研究等の情報を積極的にマスコミに提供している。（観点 11－3－④）